

博士学位論文

山西省「四社五村」水利自治制度の近代化過程に関する研究
—その変容と安定のメカニズム—

氏名：盧 珺

指導教員：市原あかね

目次

序	1
第一部 総説—中国の水利社会史研究.....	5
はじめに：志村博泰「水利用の総過程」視点への注目	5
1. 中国における水利社会史研究の流れ	7
1.1 Karl A. Wittfogel.....	8
1.2 Pierre-Etienne Will.....	8
1.3 Peter C. Perdue.....	8
1.4 分析.....	8
2. 森田明の中国水利史研究.....	10
2.1 江南デルタ地域.....	10
2.2 明の時代.....	10
2.3 清の時代.....	11
2.4 分析枠組.....	12
2.5 小括.....	13
3. 山西省の水利社会研究と泉域社会.....	13
3.1 山西省の地理的位置と自然状況	13
3.2 山西省を対象とする水利社会研究の概況	14
3.3 「泉域社会」に関わる民間水利管理の研究	14
3.4 蕭正洪の水権に関する研究	16
3.5 泉域社会に対する再整理.....	16
3.6 水利施設の維持管理.....	17
3.7 小括.....	18
4. 「四社五村」節水型社会.....	18
5. 中国の水利社会史研究と「四社五村」の位置づけ	20
5.1 江南デルタ地域.....	20
5.2 「泉域社会」	21
5.3 「四社五村」	21

6. 終わりに	22
参考・引用文献	24
第二部 伝統的「四社五村」水利制度	27
はじめに	27
1. 「水利用の総過程」の視点と生活用水型の「四社五村」	28
2. 伝統的「四社五村」水利組織	29
2.1 「四社五村」水利自治組織の構成	30
2.1.1 主社村と付属村	30
2.1.2 水源地の沙窩村	31
2.2 「四社五村」水利組織の地理的構造	31
2.3 「四社五村」の水利施設と水配分	32
2.4 管理組織	33
2.4.1 社首と社首集団	33
2.4.2 放水員	33
2.4.3 水権と渠権	33
2.5 水利用慣行	34
2.5.1 不灌漑という規則	34
2.5.2 「水日」と「過路水」による水配分	34
2.5.3 「借水」	34
2.5.4 輪番治水と経費負担	35
2.5.5 祭祀	35
3. 伝統的な水利用慣行の機能について	36
3.1 輪番治水	36
3.2 「水日」	36
3.3 「借水」	36
3.4 祭祀の意義	37
3.5 小括	37
4. 「水利用の総過程」の視点からの再整理	39
4.1 水権と渠権	39

4.2	伝統的「四社五村」の人口状況と経済状況.....	39
4.3	「水日」による水配分と「過路水」、「借水」	42
4.4	水の独占と「輪番治水」、「不灌漑」制度	42
4.5	水の争いと排行制	43
4.6	祭祀.....	43
4.7	小括.....	43
5.	終わりに	44
	参考・引用文献.....	46
第三部	「四社五村」水利自治制度の近代化	47
	はじめに.....	47
1.	建国後から1970年代までの「四社五村」	47
1.1	3回の水路の改造工事.....	47
1.2	初のダム建設	48
1.3	小括.....	49
2.	1980年代、90年代の「四社五村」一機械井戸の出現.....	50
3.	2000年代における新たな用水組織の形成.....	51
3.1	生活用水と灌漑用水の使い分け	51
3.2	WBHを中心とした新たな生活用水システム	51
3.3	「水日」による水配分から「水日」の「売買」を通じた水配分へ.....	52
3.4	輪番治水と祭祀.....	53
3.5	小括.....	53
4.	2015年以降の「四社五村」一機械井戸の普及と「四社五村」水利組織の解体	55
4.1	「四社五村」から「三社四村」へ.....	55
4.2	「水日」の売買について.....	56
4.3	「四社五村」組織の解体.....	57
4.4	小括.....	58
5.	水利用の総過程の視点による分析.....	59
5.1	「四社五村」の経済状況と人口状況について	59

5.2	1990年代までの「四社五村」の変化に対する分析	61
5.2.1	建国後～1970年代までの「四社五村」の変化と仇池社によるダム建設 ..	62
5.2.2	1980、90年代の機械井戸の導入	62
5.2.3	小括	63
5.3	2000年代以降の「四社五村」の変化について	63
5.3.1	新規機械井戸の導入と「四社五村」の水資源状況に関して	64
5.3.2	水の独占市場の展開	64
5.3.3	小括	69
5.4	2015年以後「四社五村」	70
6.	おわりに—変化と安定のメカニズムの分析	71
	参考・引用文献	73
第四部 分析の総括—「四社五村」の変容・安定メカニズム		75
結論		エラー! ブックマークが定義されていません。

序論

1. 研究の目的

本論文が取り上げた「四社五村」は水不足問題を抱える中国の山西省に位置し、霍山水脈に沿って分布する複数の村が形成する村落連合体からなる、800年以上の歴史のある水利自治制度である。歴史的に、山西省では、渇水の自然環境のもとで、各地に水利自治組織が形成されたが、建国後、国家の関与によって、これらの水利自治組織はほぼ消滅した。しかし、「四社五村」は、2つの行政区域にまたがるため昔から政府が介入しにくく、今日まで形を変えて残っている。

「四社五村」を対象とする研究は、これまで、董曉萍・藍克利による『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』を代表に、伝統的「四社五村」の構造に関わる分析が行われた。これらの研究から、「四社五村」水利制度においては、最低限の生活用水を確保するために、不平等な村落間関係を構築しつつ、中心的な村落どうしが「不灌漑」規則にもとづき、「水日」（各主社村の取水できる日数）による水配分、「借水不還」（水を借りても還す必要がないこと）による助け合い、輪番治水、毎年祭りの開催などの水利用慣行を実施したことを明らかにした。そして、村落間の不平等関係が「四社五村」水利制度の基礎となること、こうした不平等関係を中国の礼治文化、兄弟関係、嫁入りの伝説によって合理化し、祭祀を通して強固なものとしたことも先行研究によって指摘された。また、2012年に、「四社五村」の祭祀を中心とする水利用に関わる民俗習慣が山西省の無形文化財として指定されことを受けて、無形文化財の保護にも研究の関心が向けられた。これらの伝統的「四社五村」に関わる研究に対して、内山雅生、弁納才一、祁建民らの研究グループは、10年ほど前から「四社五村」の変化に関わる調査研究を行ってきた。こうして、「四社五村」に関する研究は、単に伝統的構造の記述にとどまらず、水利自治組織が近代化の過程でどのように変化したかについての研究も行われた。

しかし、これら先行研究は「四社五村」に対して、祭祀など民俗文化的側面の分析に偏り、伝統的時期の「四社五村」の安定と近代化以降の「四社五村」の変化を別々に捉える傾向があったことも先行研究の特徴として指摘したい。本論文はこうした分断を超えて、「四社五村」を伝統時期の安定性から近代化による変化を一つの変容過程として捉え、その背後に働く安定・変容のメカニズムをあきらかにすることを目指したい。

安定から変化へ、システムがどのように旧来の構造を動揺させ、変化させ、それと同時に、新たな構造の形成へ向けてその再構築する力を発揮するか。こうした変容過程を捉える際に、いかなる枠組が必要であるか。「四社五村」の安定・変容のメカニズムを明

らかにするために、まずその分析枠組を明確しなければならない。

本論文ではその参考として、志村博康による日本の灌漑水利を対象とする水利秩序論を取り上げる。志村博康によると、水利秩序は「水利用の総過程」として、水利システムを施設システム（水利施設体系）と社会システム（水利施設の管理運営あるいは改良・新設に応じる様々な社会的関係）の全体によって秩序づけられる。そして、志村博康は水利秩序の静態（相対的に安定な構造）と動態（構造の変化過程）を捉える必要があると指摘した。生産力である水利施設システムと生産関係である社会システムは、「水利用の総過程」という両者の相互作用の過程を通して、水利システムとしての水利秩序を形成、変化させるということである。このように、志村博康の「水利用の総過程」の視点は「四社五村」の安定・変化のメカニズムを捉える際に有効な視点になると思われる。

一方、こうした水利用の総過程の視点はあくまでも抽象的概念であり、それを応用する際、特に、社会システムを捉える際に、どのような要素に注目すべきであるか、そして、こうした社会システムが如何に水利施設システムとの相互作用を経て水利秩序を維持・変容させるかについてはいまだに不明確である。このような分析枠組をあきらかにするために、これまで行われた中国の水利社会史研究に目を向け、分析の要素と枠組の抽出を目的とし、整理を行う必要がある。

このようなことから、本論文は、その目的である「四社五村」の安定・変容のメカニズムを明らかにするために、まず「水利用の総過程」の視点から、中国の水利社会史研究の整理を通してその分析枠組を抽出する。次に、内山雅生らの研究グループの調査報告に記述された変化の因果関係を整理し、「四社五村」の構造変容過程を捉える。最後は伝統的「四社五村」が近代化を経て、その安定・変容のメカニズムをあきらかにする。特に、内山らの「四社五村」調査研究には、2015年～2017年に筆者も参加し、自らインタビューをおこなった。その成果も取り入れて分析を行っていく。

2. 論文構成

本論文の構成は以下の5つの部分からなる。

「第一部 総説—中国の水利社会史研究」の部分では、分析枠組を明確にするために、志村の「水利用の総過程」の視点に基づいて、まず、中国側の水利社会史研究に関して検討を行う。そして、これまで展開した中国側の水利社会史研究は、水利用の総過程の視点のような生産力-生産関係の相互作用によるダイナミックな過程分析が不十分であることを明らかにする。

これまでの中国側の水利社会史研究の整理を通じて、次のことを明らかにする。Karl

A.Wittfogel、Pierre-Etienne Will 及び Peter C. Perdue の 3 人の外国人学者を代表とした初期の研究では、大規模水利施設の建設・維持管理をめぐる国家と社会という 2 要素の相互関係の議論にとどまり、「水利用の総過程」のような生産力-生産関係の相互作用によるダイナミックな過程分析に欠けていた。また、1990 年代以降の地域社会を中心とする水利社会の研究が「四社五村」や「泉域社会」を代表に展開したが、水利施設という生産力を考慮せず、社会関係の分析に偏っていた。

そこで、生産力-生産関係的相互作用の視点を持つ森田明の中国水利史研究に目を向けることにする。森田明による江南デルタ地域の大規模水利施設に基づく水利社会の研究を整理することで、自然環境（水文学的条件）、水利施設（生産力）、国家権力、地主、小作農という要素に基づいて、明朝や清朝の社会・経済状況として市場経済の影響も考慮し、水利施設という生産力の維持をめぐるこれら要素間の相互作用を通して、生産力-生産関係（経済関係）を軸とする分析枠組を抽出する。

一方、森田明は、資料上の制約から水配分をめぐる利害対立など地域内部の状況を研究することができなかった。そのため、森田の研究には地域社会の内部構造に及ぶ視点がない。本稿では、社会内部にまで議論を広げるために、「四社五村」と同じく山西省に位置する「泉域社会」に関する研究に注目する。また、しかし、「泉域社会」研究を整理すると、それらが、社会的関係の把握に注目し、水利施設という生産力の側面をとらえていないことが明らかになる。

そこで、本稿では、水利施設という生産力的側面を入れて「泉域社会」に関わる再検討を試みる。しかし、データがないため、水利施設に関わる分析は推測の形で中小規模の水利施設を仮定する形で行わざるを得ない。この「泉域社会」の再検討を通して、水権、伝説や祭祀などの要素によって生産関係概念を文化を含む社会関係に拡張し、生産力-生産関係（社会関係）を軸とする地域社会としての水利社会の維持・変容に関わる分析枠組を描く。

ところで、江南デルタ地域や「泉域社会」などの農業灌漑水利社会と違い、「四社五村」は厳しい渇水条件下で最低限の生活用水を確保することを優先し、長い間、灌漑を実施できなかった水利制度である。こうした中国のさまざまな水利社会は、研究の際に慣習的に類型として扱われてきた。本稿では、水文学的条件に制約された水利用施設システム、水利用をめぐる社会関係の相互作用、つまり水利用の総過程の視点を分類の根拠として示すことで、中国の水利社会を、大規模な水利施設による灌漑農業水利社会、中小規模の灌漑農業水利社会、生活用水という共有生活基盤による水利社会として整理する。

本稿で示した類型論は「水利用の総過程」の視点に立つので、それぞれの安定・変容

のメカニズムを考察の対象とする。前2者の灌漑農業水利社会に関しては、先行研究がその安定・変容のメカニズムを扱っているため、それら先行研究を整理する中でメカニズムを明確にする。しかし、「四社五村」は長い間安定していたため、先行研究では変容・安定のメカニズムは分析されていない。そのため、本稿第二部ではこの点をあきらかにすることが課題となる。そこで、第二部の検討作業のために、江南デルタ地域と「泉域社会」の研究から抽出した枠組に、生活基盤、文化的要素、近代化（新技術、政府政策、市場経済）要素を組み入れ、独自の分析枠組を構築する。

「第二部 伝統的『四社五村』水利制度」においては、董曉萍・藍克利の研究を中心に、伝統的「四社五村」の静態的構造に関わる分析を整理する。その上で、経済状況、人口状況、水利施設の維持管理などの側面を加えて、補足の形で議論を行う。しかし、データが不足するため、この補足部分の検討は推測の形で行わざるを得なかった。

「第三部 『四社五村』水利自治組織の近代化」においては、まず、上述の董曉萍・藍克利の研究、内山雅生らの調査資料及び2015年～2017年筆者自身の調査に基づいて、近代化の過程における「四社五村」の変化を3つの時期、つまり、1980年代、90年代の機械導入機、2000年代の新たな生活用水システムの形成期及び2015年以降の機械井戸の普及期という3つの時期に分け、それぞれの時期における「四社五村」の構造を整理し、あわせて変化の過程を記述することである。次いで、第一部で構築した総合的な分析枠組に基づいて、その変化と安定のメカニズムをあきらかにする。

「第四部 『四社五村』の変容・安定メカニズム」では、本稿の結論として、第二部と第三部の分析を総括し、伝統的「四社五村」から近代化の過程で変容した「四社五村」の安定・変容のメカニズムを明らかにする。

最後の終章では、論文全体をまとめるとともに、本研究が提供した中国水利社会研究の類型化の視点（分類の基準）に関して述べる。

第一部 総説—中国の水利社会史研究

はじめに：志村博泰「水利用の総過程」視点への注目

中国の水利社会史研究は、中国側と日本側で、それぞれ違う文脈で展開してきた。中国側では、旧来の水利史研究が水利工事と技術の側面だけを重視することに対する批判が生まれ、1990年代に、中国社会史研究の影響を受けて水利社会史研究が始まった。初期の水利社会研究は、Karl A. Wittfogel（以下ではWittfogelと省略）の国家主導の大規模水利施設の建築と維持管理に注目した研究に対して、フランスの史学家Pierre-Etienne Will¹（以下ではWillと省略）やアメリカの史学家Peter C. Perdue²（以下ではPerdueと省略）の研究を援用した批判が行われた。これは、水利施設の維持管理における社会の役割の重要性を主張するWillとPerdueの研究に依拠し、Wittfogelを批判したものである。ここから、国家と社会という2要素を取りあげた分析枠組が定着した。しかしながら、WillとPerdue、そして彼らの国家-社会枠組を用いた研究では、国家と社会が具体的にいかなる相互関係をもつかは検討されなかった。

北京師範大学とフランス遠東学院による「華北水資源と社会組織」をテーマと調査研究（1998年～2002年）をきっかけに、民間の水利碑石や文献など水利組織の民間秩序に関わる史料が注目されるようになった。そして、2004年の「山西大学区域社会史比較研究中青年学者学術討論会」の開催以降、水利社会史研究は民間の自主的水利管理の研究を中心に展開してきた。これらの研究は水権、水利用慣行、水利組織、水利に関わる伝説、信仰、祭祀など多様な側面の議論にまたがり、そして区域社会史学、人類学、民俗学などさまざまな学問分野からの研究も行われている。しかし、これらの研究は、水利社会の社会的関係に基づく内部構造の分析に偏り、システムの生成・維持・変化に関する動態的分析に欠けている。この点は、中国の水利社会史研究の特徴、ないし到達点と言えるだろう。そのため、本研究は水利制度のダイナミックな変容過程を理解することを目的とし、第1部ではその分析枠組の提示を目指すものである。

それでは、水利制度をダイナミックに捉えるにあたって、どのような視点が必要であろうか。ここで、日本の研究者である志村博康の水利秩序論が参考になると思われる。

志村博康は日本の灌漑水利を対象に、システム概念を使って「水利用の総過程」として水利秩序を捉えた。志村の「水利用の総過程」とは次のようなものである。水利システムは、水利に関わる施設システム（水利施設体系）と社会システム（水利施設の管理運営あるいは改良・新設に応じる様々な社会的関係）からなり、これら全体によって水利システムが秩序づけられることを水利秩序として提起した³。そして、志村は、水

利秩序の静態（相対的に安定な構造）と動態（変化が生じる）を捉える必要があると指摘した。つまり、生産力的対象である水利施設システムと生産関係の対象である社会システムは水利用の総過程、つまり相互作用の過程を通して、水利秩序を形成、変化させると主張していると言えるだろう。ここでの水利秩序は水利システムの構造として理解できるだろう。このような志村博康の「水利用の総過程」の視点は、本論文の目的である「四社五村」の安定・変化のメカニズムを明らかにするためには、有効な視点になると思われる。

このような視点に基づいて、水利制度を理解するにあたって、その安定化（静態）に寄与する要素を取り出し、そして、外部変化に応じて、これらの要素がどのようなメカニズムを経て変容していくか、このような静態的分析と動態的分析を行うことで、分析枠組の提示が可能であると考えられる。

このような分析枠組の提示にあたって、まず要素の取り出しが第一歩の作業である。そのため、日本側の森田明の中国水利史研究に注目した。森田は、志村と同様の生産力-生産関係論に依拠した分析枠組を用いている。

森田明は、『清代水利史研究』の中で、江南デルタ地域の大規模水利施設を中心に、宋・元の時代まで相対的に安定していた水利組織が、明末・清初になると大きく変容したことを分析し、その変容の原因として、当時の経済状況、社会状況とあわせて水利施設、村落及び村落の階級関係、国家権力という要素に注目した。彼の研究は、ある程度の総合的な枠組を既に提示したと言える。しかし、森田は、彼が利用できる資料の制約から、民間の自主的水利管理については捉えることができなかった。

この総説の部分は、以上概観してきたように、「水利用の総過程」の視点を取り、森田明の研究を踏まえて、近年の中国側の民間自主水利管理も取り上げ、ダイナミックな水利社会・水利制度を理解するための分析枠組の提示を行うことを目的とする。

研究の流れとしては、まず、中国の水利社会史研究の流れを簡単に紹介し、これまで議論されなかった、Will と Perdue の研究の中で国家、社会 2 要素の相互関係がどのように扱われているかを検討したい。次いで、森田明の研究を整理し、「水利用の総過程」の視点から、その分析枠組を明らかにする。つづいて、近年、中国で相対的に多くの研究が蓄積された山西省の民間水利管理に関わる水利社会研究を概括し、特に「泉域社会」を対象とする研究整理を通して、民間水利管理に関する分析要素を取り出したい。最後に、森田明の研究を踏まえながら、民間水利管理に関する分析要素をくわえて、より総合的な枠組を提示したい。

1. 中国における水利社会史研究の流れ

中国の水利社会史研究の発足及びこれまでの発展の流れについては、代表的な水利社会史研究者である行龍と張俊峰によってすでに整理されている。これら研究史に関わる主な論文として、「首届区域社会史比较研究中青年学者学术讨论会总述」⁴（2005年）、「水利社会史探源—兼論以水为中心的山西社会」⁵（2008年）、「二十年来中国水利社会史研究的新进展」⁶（2012）、「明清中国水利社会史研究的理论视野」⁷（2012年）、「超越村庄：“泉域社会”在中国研究中的意义」⁸（2013年）、「当前中国水利社会史研究的新视角与新问题」⁹（2019）などがあげられる。彼らの研究整理をまとめると、水利社会史研究は、その発足、展開、現状の順に以下のように整理できる。

水利社会史研究は、水利工事と技術だけを重視する従来の水利史研究¹⁰を批判し、1990年代の半ばから中国の地域社会史研究の展開にともない¹¹、Maurice Freedmanの宗族理論、William Skinnerの市場圏理論、文化人類学の祭祀圏理論と並び¹²、水というより普遍的な視点から¹³、中国社会学の村を単位とする研究を超えて¹⁴、中国社会構造の特徴を明らかにすることを目的として発足した。

水利社会史研究の学術的源流は、行龍、張俊峰¹⁵によると、Pierre-Etienne Will と Peter C. Perdue からの Karl A. Wittfogel の理論に対する批判であった。その後、日本側の水利共同体論の影響も受けたが、より研究を促進させたのは、北京師範大学とフランス遠東学院による「華北水資源と社会組織」をテーマとする調査研究（1998年～2002年）と2004年の「山西大学区域社会史比較研究中青年学者学术討論会」の開催であった¹⁶。それをきっかけに、水利社会史研究は民間自主水利管理を中心に展開されている。現在まで水利社会研究は個別の事例研究を蓄積し、それらを整理することで、四つの水利社会の類型¹⁷、すなわち、銭杭の研究による浙江省蕭山湖を対象とする「庫域型（ダム型）水利社会」、Pierre-Etienne Will や Peter C. Perdue、魯西奇による長江流域を対象とする「堤垸（堤防）型水利社会」、董曉萍・藍克利の山西省における「四社五村」を対象とする「節水型水利社会」及び張俊峰の山西省における「泉域社会」が示されている。そのうち、民間自主水利管理に関わる多くの研究が蓄積されているのは「四社五村」と「泉域社会」の研究である。

以上は中国側の水利社会史研究の発足と展開についての紹介である。つづいて、「水利利用の総過程」から、国家、社会2要素に注目し、水利社会史研究の初期段階における Wittfogel と Will、Perdue の研究を中心に整理を行いたい。

1.1 Karl A. Wittfogel

Karl A. Wittfogel は、乾燥地域、半乾燥地域とウエットエリアにおける大規模灌漑農業と専制国家の成立を主張したことで有名である。東洋、特に中国の社会を研究し、専制主義国家の成立に関する水利の影響を強調し、以下のように分析を行った。Wittfogel は、中国農業の本質は灌漑にあるととらえ、運河を伴う大規模な灌漑農業を成立させるためには、その生産力面、すなわち生産性施設（灌漑のための取水口、水門など）および保護性施設（排水溝や堤防など）の修築・維持管理に大規模な協力を必要とし、この大規模な協力を組織的に統一できるのが国家であると主張した。また、治水灌漑事業を行う国家がこれら大規模な水利工事の展開・維持を確保するために、軍事等の強制的手段を用いてその専制的地位を保とうとすることを主張した。

1.2 Pierre-Etienne Will

Will は、湖広平原を対象に、中国の国家と水利の関係に焦点をあて周期的循環理論を提起した。循環の初期（水利体系の建設や回復）においては国家が財政面で支配的地位をしめるが、一旦水利体系が確立した後の循環の中期においては、水利施設の維持が国家から地方へと移転されるにともない、国家の役割は利益者間の衝突を調停することへと変わり、そして、循環の末期に、土地の開拓と水利安全（堤防の建築により排水や蓄水の能力が損なわれ、洪水が起きやすい）との矛盾が大きくなるにつれて、国家の影響力が著しく後退するとした。

1.3 Peter C. Perdue

Perdue は湖南地域を対象に、堤防の建築は、官によるものから民によるもの、そして地方紳士ら個人によるものへと展開したこと、それにとともない、国家が地方有力者の動きをうまくコントロールできなくなったことを指摘した。

1.4 分析

以上、3人の議論について簡単な紹介を行った。3人の議論は、ともに大規模な水利施設を対象に、二つの時期、つまり、初期の水利施設の建設段階とその後の維持管理の段階を分け、それぞれの段階における国家と社会との相互関係をめぐって議論を展開した。そして、水利施設の建設段階において国家が絶対的主導の地位を占めることについて3人が一致した。その理由は異なっており、Wittfogel が生産力の場面での大規模な協力が必要とすることに求めるのに対し、Will は王朝の交代期に経済回復を目的とする財政支援を行う点に重点を置き、そして Perdue は社会の安定化（水利施設と関

わる土地開拓に基づく食糧生産)の場面に焦点をあてた。生産力、財政力、目標としての食糧生産の面と注目点は異なるが、いずれにせよ、大規模な水利施設建設工事の段階においては国家が支配地位にあるとしている。

主張が分かれたのは、その後の水利施設の維持管理の問題にある。Wittfogel が維持管理を国家に求めるに対して、Will と Perdue はともに社会が重要であることを強調した。続いて、Will と Perdue がいう国家と社会は具体的に何を指すか、また、水利施設の維持管理をめぐって国家と社会がいかなる関係を持つかと主張しているかについて検討する。

Will の国家と社会は、その論文¹⁸の中で少なくとも二つの意味で議論されている。一つ目は省政府と省政府管轄下の地方政府の関係について、二つ目は中央政府と地方団体や個人地主の関係についてである。まず、省政府とその下の地方政府の関係は、主に上流と下流の異なる行政区域の協力問題であり、たとえば、堤防が所在した上流地域が水利施設の維持管理に下流地域の労働提供を求めることである¹⁹。この場合、省政府は管轄下の政府への労働力調達調整の役割を果たした。第二の、中央政府と地方団体や個人地主の関係については、中央政府が水利施設の建設後、財政負担を減らすため、その維持管理を地方団体に任せる、いわゆる官督民修が取りあげられている²⁰。しかし、私埝²¹などの増加にともない脱税現象が深刻となったことから、国家が私埝の開発を禁止した。この面では、中央政府は地方団体や個人地主に対する税や水利施設維持の負担を負わせるものとして捉えられた。よって、Will の言う国家と社会は、省政府と管轄下の地方政府との間、中央政府と地方団体・個人地主との間、二つレベルで議論を行った。その際、議論の焦点は、水利施設の維持管理における労働力と財政負担・財源をめぐる問題であった。

一方、Perdue の国家と社会は、主に地方政府と紳士(大土地所有者)集団の関係として捉えられた。両者の間では、大土地所有者が農業生産を拡大するため、水利施設の修築に伴う土地開拓を進めることに対して、地方政府が、洪水の恐れがあるため、それを禁止しようとする対立が生まれた。つまり、水利目的(生産拡大か災害予防か)に基づいて、堤防という水利施設の建設や撤去をめぐって、両者の間で溝がひろがった。

上記の分析をまとめると、Wiggfogel ら 3 人はともに大規模な水利施設を対象に、水利施設の建設・維持管理において、財政的場面、労働力の調整場面、そして生産と防災の対立関係に国家と社会の相互関係を論じた。

一方、3 人が研究した対象地域におけるその水資源状況が違う点に注意したい。Wiggfogel が乾燥地域、半乾燥地域とウエットエリアにおける運河に伴う大規模な灌漑農業を対象とするに対して、Will と Perdue は水が豊富で水害が頻繁する華中・華南地

域を対象としていた。

2. 森田明の中国水利史研究

森田明は『清代水利史研究』²²の中で、日本側の中国水利史研究に関して、戦前の旧水利論に対し理論的研究が乏しいと指摘した一方、戦後の水利共同体論争を理論的構築への初の試みと評価した²³。彼の研究は、水利共同体論争から取り出した国家・水利組織・村落という3要素を踏まえて、当時の経済状況、社会状況とあわせて、水利施設、村落及び村落の階級関係、国家権力という要素に注目し、明末・清初において、大きく変容した水利組織に対して、その変容の原因を総合的に分析した。この節では、森田の江南デルタ地域の研究を「水利用の総過程」の視点から検討し、上記の要素に基づく森田の分析の枠組を明らかにしたい。以下、森田の研究を要約してから検討する。

2.1 江南デルタ地域

江南デルタ地域は、豊富で過剰な水資源状況にあったため、それに対応した治水技術的前提、すなわち大規模な治水・水利施設の建設・維持管理が農業生産など経済的展開の基盤の条件をなしていた。そして、宋代から数百年の間、江南地域は中国最大の穀倉であり、そのため、生産力の決定的条件をなす水利灌漑の保障は、国家にとって最も重要な課題であった。一方、農民側がこうした大規模な治水・水利施設の建設・維持管理を行うには、森田²⁴が指摘したように、当然一定の用益関係者による共同関係の形成と組織化が必要となる。

2.2 明の時代

宋の時代から明朝の前期までは、水利施設の維持管理は国家の支配に置かれたが、明朝後半期に大きな変化が生じた。明朝の前期では、王朝が水利保障を通じて再生産構造を掌握し、王朝支配の安定と維持を図ることで、里長・糧長を中心とする里甲制という徭役体制と合わせて、水利灌漑を管掌する専門官である治農官を設置した²⁵。治農官は里甲制の中核としての里長・糧長の指導を通して地域の水利灌漑を管理した。このことは、官僚としての治農官と農村の有力者たる糧長との結託のリスクをもたらした。実際、明朝の後期になると、一部の有力な糧長・大戸は、治農官など官僚と示し合わせて税役負担を免れ、農民の不当搾取を通じて大土地所有者へと上昇し、その反面、多くの一般担役農民層は、官僚と有力糧長・大戸の収奪搾取によって、佃戸（小作農）として没落せざるを得なかった²⁶。こうしたことが里甲制農民の階層分化にとどまらず、里甲制体制を崩壊へと導くものであった²⁷。没落した一般担役農民層は、自らの税役負担の他に、

大土地所有者の優免特権による科役の免除部分をも、強制的に負担させられた。結局、こうした没落農民層が水利工事の労役の他、水利経費をも負担させられ、貧困化することになった²⁸。

このような水利施設の維持管理にかかわる労役と経費負担の危機が農業生産の危機をもたらし、王朝の安定を揺るがしたため、明末以降、国家権力をバックに、「照田派役」（所有田畝に応じて夫役を課すこと）によって大土地所有者の優免を制限し、「業食佃力」の水利慣行が形成されていった。

「業食佃力」とは、水利施設の維持管理に必要な工事の際、不在地主は、自分の労役負担を佃戸に代行させるかわりに、佃戸に工事の際の食料として米を支給する方式である。これを可能にしたのは、国家と大土地所有者という不在地主と佃戸（小作農）、三者の妥協であると考えられる。水利施設の維持管理は、国家が支配の安定を図り、不在地主が租金の確保を図り、佃戸が自らの生存・生産を図る上で、当面の緊急の課題であった。水利施設の維持管理、その財源と労役を維持できるように、「業食佃力」という水利慣行が行われることになった。このように、明朝後期、農民層分解に伴う水利施設の維持管理に関わる危機は、「業食佃力」という水利慣行の形成によって一端解消された。

2.3 清の時代

清朝に入ると、康熙年間から雍正年間にかけて国家財政は相対的に安定し、水利施設の維持管理は上述した「業食佃力」の方式により保たれた。しかし、乾隆末期より嘉慶・道光年間にかけては、政治的・社会的矛盾が激化し、太平天國運動（農民運動）の混乱が国家権力を動揺させ、各地の水利施設の荒廃損壊と、その管理運営に停滞をもたらすことになった²⁹。

太平天國運動後、動乱の中で荒廃損壊した水利施設を修復したのは、財政困難の状態に陥った国家ではなく、農業生産者と商業資本＝生糸商人であった。その背景としては、江南地域、特に太湖周辺の湖糸生産は、すでに明朝の後期から、副業的農村手工業として発展し、そして、太平天國運動後、外国貿易の著しい発展によって生糸の需要は急激に増大し、糸価も急騰したこと³⁰が挙げられる。

動乱後の水利施設の回復の際、もっとも重要なのは浚渫工事であった。浚渫作業を通して、農業生産の回復のほか、浚渫によって掘り出される汚泥は豊富な肥料成分を含んでおり、桑葉生育に著しい施肥効果をもたら³¹すため、当地の養蚕経営を促進することができた。さらに、こうした水利施設の回復により、その商品流通路としての機能をも回復させることができ、このことが糸商、特に牙行を中心とする大商人にとって最も重

要なことであった。湊港など呼ばれるクリークの水利施設の管理と保全は、商人達にとってはその運搬用水路としての機能が経済的利益の確保を意味するからである³²。

このように、動乱後、水利施設の回復、特にその財源の調達は、生糸貿易の拡大を背景に、商人を中心に、農業生産者を含めて行われた。

2.4 分析枠組

上述の整理を通して、森田明の分析枠組を以下のように抽出できる。江南デルタ地域の自然状況は水が豊富・過剰であるので、大規模な水利施設の建設・維持管理が農業生産の前提条件であった。水利施設の維持管理にあたって、共同の労役負担が要求される一方、国家や地主からの財政援助も不可欠であり、さらに、江南デルタ地域が国家の重要な税収地域であったため、国家の介入は不可避であった。そのため、国家、土地所有者、小作農により水利施設の維持管理が行われた。

明朝に入ると、治農官の設置と里甲制の実施により、当初は水利施設の維持管理と農業生産が順調に展開したが、後期になると、官僚と里甲制の支配層である里長・糧長らの結託が顕著になり、それとともに、農民層分解が促進され、里甲制を解体の危機に導いた。さらに、官僚・有力大戸の収奪搾取により佃戸に没落した農民層が水利工事の労役の他、水利経費をも負担させられ耐えがたい窮状に陥った。これにより水利施設の維持が困難となり、農業生産の危機をもたらし、国家の安定も脅かされる事態となり、国家権力を媒介に、大土地所有者と佃戸の間に「業食佃力」という負担関係が結ばれ、再び順調に水利施設の維持管理が行われることになった。

清朝の後半に入ると、太平天國運動という国家の統治を動揺する社会的危機が起こった。動乱後、国家の財政も行き詰まることになったため、水利施設の回復は、当時生糸貿易の発達を背景に資金力を高めた商業資本を中心に行われた。水利施設は、養蚕経営を副業とした農業生産にとって重要なだけでなく、運搬という新しい経済的機能を得たことで商人の利益にとっても重要となったためである。

以上から、森田明の研究においては、まず、自然条件、生産力の要因たる水利施設、国家権力、官僚、有力土地所有者、小作農、商人を基本要素として取りあげている。そして、明朝や清朝の社会・経済状況の変化を捉えることで、水利施設の生産力としての機能が灌漑だけでなく、肥料供給や運搬を含むものへと変化した点を捉え、また、その維持に関わる労役と経費の負担をめぐって、国家や諸階級・階層の間に生じた対立と妥協を捉えている。このように、森田は、要素間の相互関係を分析するダイナミックな枠組を採用していると言える。

2.5 小括

この節で明らかにした森田明の分析枠組は、同じく大規模な水利施設を対象とする、前節の Wittfogel、Will、Perdue ら 3 人の国家-社会という 2 要素に基づく分析と比べて、水利施設の農業生産にとって不可欠の生産力としての側面を強調し、そして、このような生産力の維持にあたって、国家、土地所有者、小作農、ひいては商人も含めて、より複雑な社会的関係によって分析した。

一方、資料面での制約と思われるが、これらの研究は農業生産者達の間で水配分がどのように行われたかについて取りあげなかった。水利用の総過程の視点から見ると、水利施設だけではなく、水配分など用水の場面も含めて考える必要がある。その点について、近年中国で行われている、山西省を中心とする民間水利管理をめぐる水利社会の研究に目を転じたい。その中で、特に、中国側の水利社会史研究を促進した北京師範大学とフランス遠東学院による「華北水資源と社会組織」の共同調査により発見された「四社五村」節水型水利社会とそれから張俊峰らによるいわゆる「泉域社会」の研究を取り上げたい。

3. 山西省の水利社会研究と泉域社会

「泉域社会」と次節で議論したい「四社五村」節水型水利社会はともに中国の山西省に位置している。山西省は中国の渇水地域と分類される華北地域に属し、その中でも最も水不足の地域である。「泉域社会」の議論に入る前に、ここで少し中国の水に関する地域的特性について説明したい。中国は、大雑把にいうと、800 ミリという年間降雨量を基準とする秦嶺-淮河を境に、北の華北地域と南の華中・華南地域に二分されている。水が豊富で、水田農業を中心とする華中・華南地域に対して、華北地域は水不足の旱地農業地域である。

3.1 山西省の地理的位置と自然状況

華北に位置する山西地方は、冬麦・粟地帯の黄風積起源の西北黄土高原と呼ばれる地域³³にあり、山地の面積が全域土地面積の 70% を占め、そして、耕地面積の中で旱地の面積が 97.2% にも達している³⁴。一方、山西省が温帯大陸性季節風性気候の影響で、季節ごとに水量の変化が激しく、乾燥少雨の一方、洪水災害の脅威にもさらされた地域である³⁵。年間の平均降雨量が 500mm 前後である一方、極端な早年には 200mm から 300mm 足りない状況にもなる³⁶。このように、山西省では、地理的・気候的に、水不足である一方、旱害が頻繁すると同時に洪水も起こる地域である。さらに、石灰岩区で

あるため、地下水の水位は一般に 300m から 500m で、更に深いものも少なくない。そのため、地下水利用は、高度な採水技術と多額の投資を必要とし、非常に困難であった³⁷。要するに、山西省では、少なくとも前近代までは、自然条件の面でも技術的にも安定した水供給が極めて困難な地域である。

一方、山西省の旱作（畑作）に関わる水利灌漑システムは、官渠によるものと民渠によるものに分けられる。官渠は土地からの税収と関わり、比較的水量が多く、水源が安定したところに政府により出資・建設された水渠である³⁸。それに対して、民渠は官渠から漏れた水や不安定な地表水、無主泉水を水源とする水渠である³⁹。一方、鄧小南⁴⁰によると、民渠といっても、その建設・維持管理に関わる財源のすべてが民間負担とは限らず、政府の支援も見られる。

3.2 山西省を対象とする水利社会研究の概況

これまでの山西省を対象とする水利社会の研究として、官渠である「通利渠」（河川を水源に）を対象とする研究の他に、主に「泉域社会」と「四社五村」などの研究が挙げられる。そのうち、官渠の「通利渠」は、比較的規模が大きい水利施設（3つの県、合計 21 の村にまたがる）であり、それに関わる研究⁴¹はその管理システムの構成に集中し、水配分など操作面に関わる研究は乏しい。それに対して、「泉域社会」と「四社五村」に関する研究は、民間の自主的な水利管理の側面に関心を向けた。一方、「泉域社会」が農業灌漑の水利を中心とする地域であるのに対して、「四社五村」は灌漑農業を実施することができず、生活用水すら逼迫する地域である。この節では、まず、「泉域社会」を対象とする農業灌漑水利をめぐる民間水利管理に関わる研究を紹介し、その上で「水利用の総過程」の視点からこれらの研究を整理したい。

3.3 「泉域社会」に関わる民間水利管理の研究

張俊峰は、自らの山西省を対象とする研究に基づいて水利社会の1つの類型を「泉域社会」として提起した。張俊峰の定義⁴²によると、泉域社会は以下の五つの特徴がある。すなわち、①流量が多い泉水を源頭に、②水稻栽培や水磨業⁴³、製紙業、磁器製造業などの水利型経済を伴い、③全域で統一的な祭祀対象である水神が存在すること、④水争いをめぐって激しい闘争が存在すること、⑤ある程度の範囲で水利に関する類似の伝説が存在することである。

現在、「泉域社会」の研究は、主に区域社会史研究の視点から行われていた。その代表として、張俊峰⁴⁴と行龍⁴⁵の研究を挙げることができる。二人の研究は、どちらも、水権に重点をおき、水神信仰、祭祀、廟、水利伝説、民間伝承と合わせて分析している。

そのほか、人類学者である沈爱娣⁴⁶の、伝説に現れた価値観に注目した研究も挙げられる。沈爱娣は、水利に関わる伝説では、官による正統な儒家思想（公平性を求める）と違い、武力で水権を獲得していることに注目し、こうした伝説が民間の真の意識形態を反映しているとした。

これらの研究をまとめると、「泉域社会」の中小規模の農業灌漑施設に関わる民間の水利管理には以下の特徴がある。まず、村落はそれぞれの水権意識が強く、各水権村が伝説や祭祀などを通して自らの水権を強化する傾向が見られた。次に、こうした強い水権意識の反面、水権を巡る水争いも激しく、武力で水権を奪うことが少なくなかった。また、これらの紛争の解決は、ほぼ国家権力を媒介に行われた。その際、政府は主に民間の伝統に従って判決を下した。こうした政府からの判決が、水利碑石の形で関係村に設置された。このような方式を通して水権村は自らの水権を強固にしたが、時間が経って水状況が悪化すると、また繰り返し水争いが起こった。このように、政府をバックとする解決も一時的なものにすぎなかった。最後に、こうした水利社会においては、水の売買が頻繁に行われたほか、渠甲など水利組織の役員や有力者による水の独占行為もよく現れた。

これら「泉域社会」の研究の特徴として、水権を重視する一方、その分析が伝説や祭祀などの文化方面に偏った点を指摘できる。また、これら研究が水権に関わる衝突の場面だけを重視し、水利施設の建設と維持管理に要する共同関係の場面を看過した点も指摘したい。

一方、「泉域社会」の先行研究の中では、水権の実態については、ほぼ検討が行われず、単に定められた時間内の取水のこととしてのみ理解された。だが、水権の実態は重要である。なぜなら、これは水の売買や水の独占と関わるからである。張俊峰も、明清以降の頻繁な土地売買が水権の売買を可能にした⁴⁷と言及しており、この指摘から土地の売買が水権の売買の一因となったことがわかる。そして、このような、土地の売買、水権の売買が最終的に、「地・水・夫」⁴⁸という水利秩序を破壊し、水利組織は解体の危機に陥った。また、森田明も「地・水の分解は水の売買＝商品化を意味した」⁴⁹と述べている。このように、土地の売買とかかわって、水権の売買、そして水の商品化や水の独占が展開し、ひいては水利組織の解体が引き起こしたのである。

しかし、なぜ土地の売買が水権の売買を引き起こし、ひいては地・水・夫の結合関係を破壊したのだろうか。その過程はどのようなものであったか。これらの疑問に答えるために、まず水権の実態にかんして検討を行なう必要がある。これについては、蕭正洪の水権に関する研究が参考になる。

3.4 蕭正洪の水権に関する研究

蕭正洪⁵⁰は、閩中地方の農業灌漑に関わる水権を対象に研究を行った。彼によると、水権は農業灌漑上の一定限度の水資源の使用量として現れ⁵¹、このような水資源の使用限度量は各農戸の土地面積と土地等級により設定され⁵²、そしてその限度量が水冊（政府監督に置かれた水権の配分登録冊）に記載された⁵³。各農戸の水使用量はその限度内で可能である。実際の水分配や水利用の操作の際には、水権は時間を単位に⁵⁴、各農戸の取水時間として表される。言い換えると、水権は、表向きは定められた時間内の取水だが、単にそれだけを意味するのではなく、その背後に、一定限度の使用水量、すなわち、固定された使用可能水量を意味していると考えられる。

また、彼は、水糧という税金（現物納）について取りあげ、灌漑農地に対する水糧の同じ面積の旱地のそれを超える部分を水資源使用料と解釈した⁵⁵。この解釈と上記の説明によって、水権、土地、税金の間の関係をとらえることができると表明した。つまり、違う土地等級に対して、違う使用水量が設定され、したがって水糧も異なる。ここでは、水権によって使用水量が固定されているため水糧も固定されることになる。このように、蕭正洪は、水権を固定された使用水量と解釈し、それを土地、水糧との関連で議論をおこなった。

3.5 泉域社会に対する再整理

ここでは、上記の蕭正洪の水権の理解に基づいて、「泉域社会」に対して再整理を行いたい。上記の水権の解釈によれば、水権は、水地（灌漑農地）の面積と等級によって各農家の使用水限度量が規定され、その上で、水糧も規定される。このような水権制度は水が豊富なところでは特に問題はないが、しかし、一旦、水権に対応する水使用量を満たせない事態が起こると、水争いが起こるだろう。特に、「泉域社会」では、明清以来、水資源の状況が徐々に悪化し、定められた時間取水した水量が水権に規定された使用水量に達することができなくなったであろう。その反面、水糧は直ちに調整されないため、水糧を納めることができるように、取水時間を延長するか他のところで水を手に入れる方法（購入する）を考えるのは当然のことであろう。しかし、取水時間の延長は水配分ルールを変更する必要があるが、水資源が悪化する状況では、水利組織内部で解決することは難しかったと思われる。そこでは、上位権力である国家の介入による調停が必要であったろう。しかし、国家権力の介入があっても、水供給量を補給できない限り根本的な解決とはならなかった。一方、このような時に、水の売買が水資源利用の一つの調整方法として自然に生まれたのではないだろうか。

その他、前述したように、山西省では、旱害の他、洪水被害もあった。これらの自然

災害により、もとの灌漑農地、水地が水渠の損壊により灌漑不能の旱地に変わり、その反対に、もとの旱地が灌漑可能な土地へ変わった場合もあり、そうしたとき、前者の場合は、水地が事実上の旱地になっても、依然として水糧が徴収され、後者の場合では、灌漑の条件があっても、水権を持たないため、原則的に灌漑することができない⁵⁶。こうした状況において、水利用調整方法として水の売買が生じるのは当然と考えられる。しかし、一旦水の売買が生じると、灌漑条件を新たに確保できる旱地では、地方政府に対して水地への変更申告を行わず、したがって水糧を納めず、もとの旱地の現物税金のままで、水を購入することにより利得を得られるであろう。このような利得動機の刺激もあって、当初、一つの調整方法として生まれた水の売買が徐々に水の商品化へと変わって行き、ついに有力者による水の独占にまで展開したことも考えられる。こうした状況が、一旦社会の安定や国家の税収に影響が出た時、政府は当然介入し、水の独占者を処罰し、水地への変更を登録させたが、不安定な水状況が続く限り、その効果は一時的であったと思われる。

また、こうした動きにより水権の取得に伴う労役の負担も複雑になった。つまり、土地の売買、水権の売買、そして水権の変更を伴わずに、水の売買が独立して行われることは水利施設の維持管理にかかわる労役負担のルールを不明瞭化したと思われる。その結局、いわゆる「地・水・夫」の分離問題が生じ、水利組織の解体への危機を招いたのであろう。

要約すると、水権という制度は、土地の等級に応じて使用水量が固定化され、その上で水糧も固定化されたため、一旦、渇水や洪水など水環境状況に変化が生じた時、対応しにくい特性がある。こうした柔軟性を欠く水権制度では、「泉域社会」のように、渇水や不安定な水供給の問題を抱え、技術・資金の制約により地下水開発による水供給がほぼ不可能な状況にあって、制度内で水供給の調整を行うことが困難で、そこから水売買による調整が生まれたと考えられる。そして、このような調整は最終的に水の商品化を促進した。一方、こうしたことが「地・水・夫」の分離をもたらし、水利組織の解体の危機を招いた。その過程で政府が関与して調停が行われても、水供給の問題を解決できない限り、その解決策は一時的なものにとどまった。

3.6 水利施設の維持管理

水利施設という生産力的面を考慮に入れて、「泉域社会」に対して再整理を行いたいが、データがないため、ここに記す水利施設に関わる分析は推測にすぎない。水不足の環境にある「泉域社会」では、その水利施設は江南デルタ地域のような大規模な水利施設ではなく、中小規模な水利施設であると推測される。農業生産にとって水利施設の建

設・建設維持管理は必要不可欠なので、中小規模の施設に適した比較的小さな範囲の集団的結束力で建設や維持管理が行われたであろう。しかし、水不足と経済的格差の存在から水権の意識が発達し、水に関わる利得動機が強いため、水に関わる利害関係の調停は生産力維持に直接関係する範囲を超えて、主として国家の力に求めざるを得ない状況であった。

3.7 小括

この章では、「泉域社会」の先行研究から水権・水糧という要素を取り出した。渇水や水供給の不安定といった問題を抱えながら、水権を持つ村が伝説、祭祀など文化的側面を通して各自の水権を強固にする一方、水権という制度自身と国家が課した水糧が柔軟性を欠くため、水の売買と、最終的には水の商品化が促進され、このことが水利組織の解体の危機を招いた。さらに、中小規模の水利施設という生産力の場面を加えて「泉域社会」の関わる変化・安定のメカニズムをあきらかにした。

4. 「四社五村」節水型社会

「四社五村」は、「泉域社会」と同様、山西省に位置し、霍山水脈に沿って存在する800年以上の伝統と歴史を持った水利用の村落連合体である。「四社五村」は、厳しい渇水に見舞われる環境のもとで最低限の生活用水を保証するため、「不灌漑」を規則とする水利用慣行を実施してきた。「四社五村」の事例は、北京師範大学とフランス遠東学院が1998年から2002年にわたり、「華北水資源と社会組織」をテーマとするフィールドワーク調査を行った際に発見され、その調査成果の公刊⁵⁷をきっかけに「四社五村」水利自治組織が世の中に知られるようになった。その調査グループのメインメンバーである董晓萍⁵⁸によると、厳しい水不足環境に置かれた華北の農村地域では、灌漑ができない村落では、水を節約することは水供給を確実なものにすることを意味するので、水利にかかわる意識として水の節約を重視している。そのような村落では、生活用水をめぐって、様々な水利の維持管理活動が展開し、それぞれの民俗と歴史が形成されてきたが、四社五村はその一例である。そして、このようなタイプの水利社会では、節水を中心とする水利管理が当該地域の人々と自然との関係、人間関係、婚姻関係、交易関係、宗教関係、行政関係など、地域の社会的関係に影響を及ぼしている⁵⁹。このような水利社会を、董晓萍は「節水型水利社会」と呼んだ。「四社五村」の事例に関しては、董晓萍らの調査報告書である『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』（以下では『不灌而治』と省略する）の中で詳しい紹介が行われた。

この調査報告書は、民間の水利管理に関わる水冊（用水規約に相当するもの）や水利碑石などの資料の収集と、村民へのインタビュー（村民がどのように水利慣行を理解するか）をもとに、伝統的「四社五村」の構造を、主社村-付属村という不平等村落関係、そして主社村間における村落間の序列関係を中心に、「不灌漑」（耕作のための灌漑には利用してはならないこと）という規則、「水日」による水配分（各村はそれぞれ決められた期間にのみ取水すること）、「借水不還」（水を借りても還す必要がないこと）による助け合い、輪番治水、例年の祭祀の開催などの水利用慣行から成り立つものとして紹介した。その主な論点としては、以下の2点にまとめることができる。1つ目の論点としては、こうした村落間の不平等関係が伝説に基づく兄弟の序列関係や嫁入りの関係などにより維持されたことである。2つ目は、不平等な村落関係がありながら、そこにある種の公平性を保つことが「四社五村」の維持に機能してきたことである。ここでの公平性は、『不灌而治』のなかで主に2つの側面からとりあげられたルールに見られる特徴である。即ち、「四社五村」水利組織は2つの行政区域にまたがっているが、それぞれ行政区域の合計の出水期間を同じ（ともに14日間）にしていることと、漏水を考慮して下流地域村落の取水期間が上流地域より長く決められていることである。実際、下流地域に届くまでの水の損失を計算すると、上下流の村の取水の量はほぼ同じである。

『不灌而治』の公刊以来、「四社五村」に関する研究は主に民俗学的研究に集中した。その代表者として董曉萍・藍克利の他に、祁建民、党晓红、周嘉、王晨などの研究も行われている。研究の内容としては、董曉萍・藍克利、祁建民、党晓红は「四社五村」構造の維持に関心がある。それに対して、2012年から「四社五村」の水利用慣行を山西省の無形文化財と認定されたことをきっかけとする周嘉⁶⁰、王晨⁶¹の研究は、現代社会において、このような無形文化財を如何に保護するかに関心がある。一方、日本側研究者も、「四社五村」事例に対して研究を展開した。森田明⁶²はこの事例を紹介しており、内山雅生、弁納才一、祁建民らは、ここ10年間ほどをかけて実施した調査の報告や資料紹介などの研究成果⁶³を挙げている。

これら先行研究は、ともに「四社五村」の不平等構造に関心があった。これらの先行研究は、不平等構造の維持が「四社五村」水利制度の基礎となることを共通して強調した。そして、上記の『不灌而治』で取り上げた村落の不平等構造の維持に関わる2つの論点以外に、祁建民⁶⁴が中国伝統文化の中の礼治の視点、つまり、家族内の上位関係と親和関係から伝統的「四社五村」の不平等な村落関係の維持について分析を行った。

一方、近年の内山雅生、弁納才一、祁建民らは、近代化の影響を捉えるために機械井戸、政府政策、そして市場経済の取りあげて、「四社五村」において起こった変化を記録した。筆者自身も、内山雅生、弁納才一、祁建民らの調査研究に2015年～2017年

に参加し、今日、「四社五村」において「水日」による水配分制度や祭祀儀式が今日まで依然として機能していることを見聞きした。

しかし、これら先行研究は「四社五村」に対して、祭祀など民俗的文化的側面の分析に偏り、伝統的時期の「四社五村」の安定維持と近代化以降の「四社五村」の変化を別々に捉える傾向があったことも先行研究の到達点として指摘したい。

そこで、今後の検討では、こうした分断を超えて「四社五村」の変化を安定維持の伝統時期から近代化に伴う変化を一つの変容過程として捉え、その背後に働く安定・変容のメカニズムをあきらかにすることを目指したい。

5. 中国の水利社会史研究と「四社五村」の位置づけ

第2章と第3章では、農業灌漑という水利用として江南デルタ地域の研究と「泉域社会」2つの水利社会を取り上げた。そして、この2つの水利社会に対して、「水利用の総過程」の視点から、再整理を行った。本章では、「四社五村」の研究史における位置づけを検討するために、2つの水利社会に関わる研究を再度取りあげていく。

5.1 江南デルタ地域

森田明による江南デルタ地域の研究は、水が豊富かつ過剰で水害が頻繁するため、大規模な水利施設の建設・維持管理が農業生産の前提条件となった。稲作を中心とするこの地域では、渇水地域と比べて、早い段階で農民層分解が進んだ。かかる地主と佃戸の矛盾の展開は、特に明朝後期に大地主たる郷紳層の形成により、没落した一般担役農民層が困窮状況に追い込まれたため、水利施設の維持管理が困難な状況に陥った。こうした危機に対して、国家を背景に、地主と佃戸の間で「業食佃力」の負担ルールが形成され、水利施設の維持管理を持続させることができるようになった。また、清朝においては、農民運動の影響で国家財政が窮状に陥ったため、今度は、当時急激に成長していた商人達の力で水利施設の修復が行われた。要するに、農業生産が発達した江南デルタ地域では、農民層分解による地主と佃戸との矛盾がより顕著であったが、農業生産の前提条件である大規模な水利施設を維持するために、国家を背後に、地主と佃戸との対立を抑えながら、水利施設の建設維持に関わる新たな負担ルールをつくり農業生産を展開した。さらに、国家の動乱後は、こうした水利施設の維持・修復のために、生糸貿易の発達を背景に成長した商業資本の資金も投下された。このように、江南デルタという農業生産が発達した地域では、水利施設という生産力を維持するさまざまな要求は水利システムの変容あるいは解体に向かって拮抗するさまざまな力が働き、危機に遭遇した水利シ

テムの再構築にその基盤を提供した。

5.2 「泉域社会」

「泉域社会」は水が不足する自然環境に置かれたが、灌漑農業の他に、水磨業、製紙業、磁器製造業などの水利型経済も展開した。地域のすべての人々に十分な水を提供できないため、水を確保できる人がますます経済的に裕福になる可能性があり、水を入手できない人が貧乏に陥る可能性も増大した。こうした経済的格差から、地域全体の水権意識が強くなった。武力の行使による水権の伝説の発達は、その一証明であろう。しかし、この地域の水供給が極めて不安定な状況にあるため、水にアクセスできた地域がアクセスできない状況に変わる可能性があり、逆に灌漑不能の地域も灌漑可能な地域に変わる可能性も常に存在する。このことから、水供給の調整方法として柔軟性に欠ける水権制度の制約を克服するために、水の売買が生まれた。そして水が経済的利益と関わるため、すなわち、利得動機が働くため、調整方法としての水売買は水の商品化にまで展開した。水の商品化がさらに利得動機を刺激し、有力者による水の独占が生じたのもおかしなことではない。こうしたことは、変えて村民間や村落間の対立を促進した。こうした対立がある限度を超えると、政府が介入し調停を行った。しかし、前述したように、水の安定供給の問題を解決しない限り、政府による調停は一時的なものにとどまり、水資源の悪化や水へアクセスの変化は再び村落間や村落間の対立をもたらした。

一方、この地域での水利施設は、江南デルタ地域のような大規模な水利施設ではなく、中小規模な水利施設であり、そのため、相対的に小規模な範囲で建設・維持を行うことが可能であろうと推測される。つまり、水利施設の建設・建設維持管理の面からは小規模な範囲でその集団的結合力をもとめられが、全体的な状況としては、水不足と経済的格差が存在するために、水権意識が発達し水に関わる利得動機が強くなるので、紛争が起こればそれを止める力が国家に求めざるを得ないだろう。

5.3 「四社五村」

上記の灌漑農業を行う2つの水利社会のうち、江南デルタ地域では、経済の発展のなかで多様な経済主体が生まれ、大規模な水利施設の生産力上の機能も多様になった。そして、水利システムの維持や再構築にその基盤を提供する変容あるいは解体に向かうさまざまな力が働き、危機に遭遇した水利システムの再構築にその基盤を提供した。これに対して、「泉域社会」では、水利施設が中小規模であるため、その建設や維持・修復が生産力上必要なのは小規模な範囲にとどまったが、小規模であっても多様な水利用が行われたために、水不足と水供給の不安定の問題をかかえる水利システム全体としては、

農業生産に関わる経済的格差を増大させ、水に関わる利得動機が強いため紛争が頻発し、最終的には、水利システムの維持のために国家の力に依拠せざるを得なかった。

ここまで行ってきた灌漑農業に対する「水利用の総過程」による解釈は、生産力に依拠する枠組であるが、灌漑農業を行うことができなかった「四社五村」に対してはどのように当てはめることができるだろうか。言い換えれば、灌漑農業を行わなかった「四社五村」の安定や変化を分析するためには、どのようなメカニズムに注目して水利システムの維持や再構築をとらえたらよいだろうか。こうした課題の解明は、従来の生産力-生産関係の枠組と違い、別の視点を導入する必要があるだろう。

このような視点と分析枠組の追求にあたって、まず、生活用水の水利用に限定した「四社五村」は農業灌漑を中心とする「水利用の総過程」の視点とどのように関係するかを検討しなければならない。そして、これまで伝統的「四社五村」に関する研究がその構造だけに注目したことを越えて、「水利用の総過程」の視点から、なぜ伝統的「四社五村」が変化しにくかったのかについて検討する。これらの内容は、「第二部 伝統的『四社五村』水利制度」における分析の中で行いたい。次に、こうした変容しにくい伝統的「四社五村」が近代化の過程において、新技術の導入、市場経済の浸透、政府政策などの外的影響を受け、変容しながらも残った理由は何か。こうした水利システムの変容と再構築の基礎となるのはいかなるものであるか。これらの点は、「第三部 『四社五村』水利制度の近代化」における分析の内容となる。最後に、「第四部 結論—『四社五村』の変容・安定メカニズム」において、第二部と第三部の分析を総括する形で「四社五村」の変容と再構築のメカニズムを明らかにし、本稿なりの「水利用の総過程」の視点を示し、中国の水利社会の理解に新たな視点を提示することを目指す。

6. 終わりに

「第一部 総説—中国の水利社会史研究」では「水利用の総過程」の視点にもとづいて、まず、中国側の水利社会史研究の源流と言われる Wittfogel、Will と Perdue の議論に対して、国家、社会 2 要素に注目して再整理を行った。整理の結果、中国側の水利社会史研究の初期段階は A.Wittfogel、Pierre-Etienne Will 及び Peter C. Perdue 3 人の外国学者を代表として研究が行われ、大規模水利施設の建設・維持管理をめぐって国家と社会という 2 要素の相互関係の議論にとどまり、「水利用の総過程」の視点のような生産力-生産関係の相互作用によるダイナミックな過程分析を欠くことを指摘した。それに対して、1990 年代以降進行した地域社会を中心とする水利社会の研究は、「四社五村」や「泉域社会」の研究を代表とし、それらの研究は社会システムの分析に重点を

置き、水利施設という生産力の場面を考慮していなかった。このように、中国側の水利社会研究では「水利用の総過程」の視点のような相互作用による分析が欠けていると言えるだろう。これらを先行研究の到達点と課題として指摘した。

次いで、生産力-生産関係と類似視点を持つ日本側研究者である森田明の中国水利史研究に目を向け、その江南デルタ地域を対象とする水利社会研究を取り上げた。森田明の研究に対する再整理を通して、国家、社会という2要素を超え、自然環境（水が豊富な条件）、水利施設の実績としての側面、明朝や清朝の社会・経済状況、国家権力、土地所有者、小作農、商人という要素を総合して、水利施設という生産力の維持に関わる労役と経費の負担を巡って、これら要素間の相互関係による水利社会の分析枠組を抽出した。

一方、森田明は、資料上の制約のために水配分をめぐる利害対立など地域内部の状況を議論できなかった。そこで、地域社会の内部構造に議論を広げるために、「四社五村」と同じく山西省に位置する「泉域社会」に関する研究に注目した。しかし、「泉域社会」の研究は社会的関係に注目し、水利施設という生産力の側面の検討を欠いていることが先行研究の整理を通して明らかになった。そのため、水利施設という生産力面を入れて「泉域社会」に対して再整理を試みた。しかし、データがないため、水利施設に関わる分析は中小規模の水利施設を推測の形で行わざるを得なかった。このように、「泉域社会」の再整理を通して、自然環境（水が不足する条件）、水利施設、国家、水権、伝説や祭祀などの要素によって、生産力-生産関係を軸とする地域社会としての水利社会の維持・変容に関わる分析枠組を描くことができた。

江南デルタ地域と「泉域社会」など農業灌漑水利社会と違い、「四社五村」は極めて厳しい水条件のもとで最低限の生活用水を確保するために、長期間、灌漑を実施しなかった水利社会である。ここまでの分析によって、中国の水利社会を、大規模な水利施設による灌漑農業水利社会、中小規模の灌漑農業水利社会と生活用水という共有生活基盤による水利社会の3者に分類できる。前2者の灌漑農業水利社会の安定・変容のメカニズムに関しては、これらの先行研究を整理する中で明確にしたのに対して、「四社五村」は長期間安定維持されたため、研究も変化の過程の相互作用の分析は行われていない。その変容・安定のメカニズムを明らかにすることはこれからの作業である。一方、この分析作業に対して、「水利用の総過程」の視点により、江南デルタ地域と「泉域社会」から抽出した枠組をベースに、生活基盤、文化的要素、近代化（新技術、政府政策、市場経済）に基づく分析枠組もこの総説の部分において明確にすることができた。

参考・引用文献

- ¹魏丕信「水利基礎設施管理中的国家干関与—以中華帝国晩期の湖北省為例」陳鋒主編『明清以來長江流域社会發展史論』、武漢大学出版社、2006年、pp.614~647
- ²彼得・C・珀杜「明清時期的洞庭湖水利」『歴史地理』、1982年第4期
- ³志村博康「水利秩序論（その1）—総論—」『農業土木学会誌』、第48巻第12号、1980年、p.945
- ⁴張俊峰・殷俊玲「首屆区域社会史比較研究中青年学者学术討論会总述」『歴史研究』、2005年
- ⁵行龍「水利社会史探源—兼論以水为中心的山西社会」『山西大学学报（哲学社会科学版）』、第31巻第1期、2008年
- ⁶張俊峰「二十年来中国水利社会史研究的新进展」『社会史研究』、2012年
- ⁷張俊峰「明清中国水利社会史研究的理论視野」『史学理論研究』、2012年第2期
- ⁸張俊峰「超越村庄：“泉域社会”在中国研究中的意义」『學術研究』、2013年第7期
- ⁹張俊峰「当前中国水利社会史研究的新視角与新問題」『史林』、2019年第4期
- ¹⁰行龍「从“治水社会”到“水利社会”」『読書』、2005年第8期、p.59
- ¹¹張俊峰（2012年）、前掲論文、p.163
- ¹²同上
- ¹³同上
- ¹⁴張俊峰（2013年）、前掲論文、p.104
- ¹⁵張俊峰（2012年第2期）、前掲論文、p.98
行龍（2008年）、前掲論文、p.3
- ¹⁶張俊峰（2019年）、前掲論文、p.208
- ¹⁷張俊峰（2019年）、前掲論文、p.209
- ¹⁸魏丕信、前掲論文
- ¹⁹同上、pp.628~632
- ²⁰同上、pp.626~627
- ²¹私墾とは、個人地主や地方団体など有力者が自ら堤防を修築し、土地を囲みながら一方、税金を逃すことを図ったことである。
- ²²森田明『清代水利社会史研究』国書刊行会、1990年
- ²³同上、pp.4~5、参照
- ²⁴同上、p.16
- ²⁵同上、pp.420~423、参照
- ²⁶同上、p.445
- ²⁷同上
- ²⁸同上、pp.444~445、参照
- ²⁹同上、p.259
- ³⁰同上、p.271
- ³¹同上、p.268
- ³²同上、p.271、参照
- ³³森田明『山陝の民衆と水の暮らし—その歴史と民俗』汲古書院、2009年、p.23
- ³⁴董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、2003年、p.174
- ³⁵同上
- ³⁶森田明（2009年）、前掲書、p.24
- ³⁷同上
- ³⁸董曉萍・藍克利、前掲書、p.176
- ³⁹同上
- ⁴⁰鄧小南「追求用水秩序的努力—从前近代洪洞的水資源管理看“民間”与“官方”」区域社会史比較研究中青年学者学术討論会、2004年、p.77
- ⁴¹通利渠を对象とする研究は森田明の著書『清代水利社会史の研究』の中で、「清代華北における水利組織とその性格—山西省通利渠の場合—」の中で取り上げられる。そのほか、周亜、張

俊峰「清末晋南鄉村社会的水利管理与运行—以通利渠为例—」(『中国農史』2006年)という研究も挙げられる。

⁴²張俊峰「介休水案与地方社会—对泉域社会的一项类型学分析」『史林』、2005年第3期、p.102

⁴³水磨業とは水力で石磨を駆動することで食糧などの加工を行う産業(筆者注)

⁴⁴張俊峰の泉域社会に関する研究は以下のものが挙げられる。

「介休水案与地方社会—对泉域社会的一项类型学分析」(『史林』2005年第3期)

「水案冲突・源神信仰・泉域社会—基于明清时期山西介休洪山泉域社会的田野考察」(“区域社会史比較研究”中青年学者學術研討会交流論文(討論稿、2004年))

「水権与地方社会—以明清以来山西省文水县甘泉渠水案为例」(『中国社会史研究』第24卷第6期、2001年)

「前近代華北鄉村社会水権的形成及其特点—山西“深池”的歷史水権个案研究」(『中国歴史地理論』2008年)

「前近代華北鄉村社会水権の表達与实践—山西“深池”的歷史水権个案研究」(『清華大学学報(哲学社会科学版)』、2008年04期)

「明清以来晋水流域之水案与鄉村社会」(『中国社会經濟史研究』2003年第2期)

「明清時期介休水案与“泉域社会”分析」(『中国社会經濟史研究』2006年第1期)

「油鍋撈銭与三七分水：明清時期汾河流域的水衝突与水文化」(『中国社会經濟史研究』2009年第4期)

「率由旧章：前近代汾河流域若干泉域水権争端中的行事原則」(『史林』2008年第2期)

「伝説、儀式与秩序：山西泉域社会“水母娘娘”信仰解讀」(『伝統中国研究集刊』第5輯、2008年)

⁴⁵行龍の「晋水流域36村水利祭祀系統个案研究」(『史林』2005年第4期)と「从共享到竞争：晋水流域水资源日趋匱乏的历史考察—兼論区域社会史研究的比較研究」(区域社会史比較研究中青年学者學術研討会、2004年)を挙げられる

⁴⁶沈爱娣「道德权利与晋水水利系統」『歴史人類学学刊』、第1卷第1期、2003年4月

⁴⁷張俊峰「清至民国山西水利社会中的公私水交易—以新發現的水契和水碑为中心」『近代史研究』、2014年第5期、p.57

⁴⁸地・水・夫とは土地、土地面積に応じる水配分、そしてそれに伴う労役のことである。地・水・夫一体化(土地面積に応じて水を配分し、それに対応する経費と労役が決められる)は水利組織の基本的な秩序である。

⁴⁹森田明(1990年)、前掲書、p.313

⁵⁰蕭正洪「歴史時期関中地区農田灌溉中的水権問題」『中国經濟史研究』、1999年

⁵¹同上、p.54

⁵²同上

⁵³同上、pp.48~49

⁵⁴同上、p.55

⁵⁵同上、p.52

⁵⁶この部分が張俊峰の「率由旧章：前近代汾河流域若干泉域水権争端中的行事原則」(『史林』2008年第2期)を参照した

⁵⁷董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、2003年

⁵⁸董曉萍「節水水利民俗」『北京师范大学学报(社会科学版)』、2003年第5期、p.125

⁵⁹同上

⁶⁰周嘉「裂變之中的鄉村水利共同体—山西“四社五村”田野調查研報告」『南方論壇』、2014年第10期

⁶¹王晨「洪洞、霍州四社五村水利民俗研究」山西師範大学硕士生學位論文、2017年

王晨「非物质文化遗产整体性保护研究」『北方文学』、2017年

⁶²森田明『山陝の民衆と水の暮らし—その歴史と民俗』汲古書院、2009年

⁶³主な資料は次の通りである。

内山雅生・三谷孝・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(2)」『研究紀要』第12号、長崎県立

大学国際情報学部、2011年12月

内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(3)」『研究紀要』第13号、長崎県立大学国際情報学部、2012年12月

内山雅生・菅野智博・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(5)」『研究紀要』第15号、長崎県立大学国際情報学部、2014年1月

河野正・前野清太郎・古泉達矢・田中比呂志 「華北農村訪問調査報告(6)」『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』第66集、2015年

⁶⁴祁建民「山西四社五村水利秩序と礼治秩序」『広西民俗大学学报(哲学社会科学版)』、第37巻第3期、2015年

第二部 伝統的「四社五村」水利制度

はじめに

中国の山西省では、明清以来、各地に民間を主体とする水利管理の組織が形成されていた。「四社五村」はその一例であるが、この水利組織は洪洞と霍州⁶⁵ 2つの行政区域をまたがるため、昔から政府が介入しにくく、長期間にわたって安定・維持され、そして、今日も形を変えて残っている。「四社五村」は、たびたび渇水にみまわれる環境のもとで、霍山水脈に沿って分布する複数の村が形成する村落連合体からなる水利自治制度である。

「四社五村」の事例は、北京師範大学とフランス遠東学院によって 1998 年から 2002 年にわたって行われた、「華北水資源と社会組織」をテーマとするフィールドワーク調査において発見され、その調査成果である『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』⁶⁶（以下では『不灌而治』と省略）の公刊をきっかけに「四社五村」水利自治組織は世の中に知られるようになった。

これまで、「四社五村」の事例研究は、主に民俗的研究と近年の調査による記録・報告に集中した。民俗に関する研究としては、『不灌而治』を取りまとめた董曉萍・藍克の他に、祁建民、党晓红、周嘉、王晨などの研究がある。また、日本側の調査研究としては、内山雅生、弁納才一、祁建民らがここ 10 年ほどをかけて実施した調査をまとめた資料や研究成果⁶⁷が挙げられる。

『不灌而治』は、民間の水利管理に関わる水冊（用水規約に相当するもの）や水利碑石などの資料の収集と、村民へのインタビュー（村民がどのように水利慣行を理解しているか）をもとに、伝統的「四社五村」の構造を紹介した。そして、関係村落間の水利用慣行を、「不灌漑」（耕作のための灌漑には利用してはならないこと）を原則として、「水日」による水配分（各村はそれぞれ決められた期間にのみ取水すること）、「借水不還」（水を借りても還す必要がないこと）による助け合い、輪番治水、祭祀開催などとして取り出すとともに、水利用慣行上の権限の違いによる村落間の階層構造の理解を中心に研究を行った。

2012 年に「四社五村」の水利用慣行が山西省の無形文化財として指定されたことから、研究の重点は無形文化財の保護をめぐるものへと変わった⁶⁸。しかし、「四社五村」の水利用慣行は不平等な構造をもとになされたものであり、伝統的「四社五村」の維持やその水利用慣行の無形文化財保護の際には、こうした一部分を犠牲する上で達成された水利用をどのように位置づけるかという問題を直視しなければならない。この問題に対し

では、第一部の総説で示したように、伝統的「四社五村」が水の危機にどのように対応したかのメカニズムを解明することで、研究として貢献することができる。

そのため、第二部は、こうした課題に対して、第一部の総説で取り出した枠組を用いて、「水利用の総過程」の視点に基づいて伝統的「四社五村」の水利制度、すなわち、80年代に機械井戸を導入するまでの「四社五村」を対象に、先行研究の再整理を行いたい。具体的な流れとしては、まず、これまでの農業水利を中心とする「水利用の総過程」枠組で、水利用を生活用水に限定する「四社五村」をどのように捉えるかについて先に検討したい。次に、『不灌而治』をもとに、水利組織や管理組織の構成、水の配分方法、水利慣行などの側面から、伝統的「四社五村」の水利制度を紹介する。そして、「水利用の総過程」の視点に立ち、伝統的「四社五村」の水利制度を再整理することで、その危機に対応するメカニズムの解明と、伝統的水利社会が我々にいかなる示唆を示すかを明らかにしたい。

1. 「水利用の総過程」の視点と生活用水型の「四社五村」

これまで議論した「水利用の総過程」の視点は、主に農業灌漑を中心とする水利用に注目した。一方、「四社五村」のような生活用水だけの水利用がこうした農業の灌漑利用を中心とする「水利用の総過程」の視点とどのように関係するか、まず検討しなければならない。

「四社五村」という事例に対して、董晓萍は以下のように評価した。董晓萍⁶⁹によると、厳しい水不足環境に置かれた華北の「四社五村」のような灌漑を行わない地域では、水を節約することがこれらの村落にとって水を供給することを意味し、そのため、水の節約を重視する水利意識が形成され、生活用水をめぐる様々な水利上の維持管理活動が発達し、それぞれの民俗と歴史が形成された。そして、董晓萍は、このような水利社会では、節水を中心とする水利管理が、当該地域の人々と自然との関係や、人間関係、婚姻関係、交易関係、宗教関係、行政関係など、地域の社会的関係に影響を及ぼす⁷⁰と指摘した。よって、董晓萍は、このような水利社会を「節水型水利社会」と呼んだ。

また、董晓萍らは、調査研究中で、金明昌7年（1196年）霍州邑孔洞庄碑と清道光七年（1827年）龍王廟碑という水利用のルールに関する2つの碑石を発見した。金明昌7年霍州邑孔洞庄碑には、上流地域と下流地域との間での農業用水をめぐる水争いに関して、上位の地方政府の判決が記載されていた。また、清道光七年龍王廟碑には、「四社五村」の管理組織たる社首（村長）組織が水資源状況の悪化に鑑み、清道光7年（1827年）に、農業灌漑としての水利用を停止し、全ての水を生活用の利用に回すことが記載

されていた。この2つの碑石から、「四社五村」が最初から生活用水だけの利用であったのではなく、水状況の悪化に対応するため、共同生存のために、やむを得ず水利用を生活用に限定しなければならなかったという経緯が判明した。

このように、「四社五村」のような生活用水に限定した水利制度は、水資源状況の悪化に対応して最低限の生活用水を保障するために、節水を通して水供給を補充する一方で、農業灌漑用水利用の禁止（不灌漑）を規則とする水利管理制度である。こうした意味では、「四社五村」の水利制度も、「水利用の総過程」において一つの過程として理解すべきであろう。つまり、「四社五村」の水利制度は、志村博康の農業灌漑を中心とする「水利用の総過程」という捉え方を超えて、絶対的な水資源の不足に直面して、最低限の生存用水保障のための水利制度として捉えなければならない。その意味で、「水利用の総過程」として「四社五村」の事例を扱うことで、その視点をより包括的に水利用の過程を捉えるものにするとも言えるであろう。続いて、『不灌而治』をベースに、伝統的「四社五村」の構造について紹介を行いたい。

2. 伝統的「四社五村」水利組織

「四社五村」水利自治組織は、霍山の山麓にあって、中国山西省臨汾市の2つの行政区域（霍州市と洪洞県との境）に跨りひろがっている。

山西省全体は半乾燥気候で、平均降雨量は年に500mm前後、極端な年には200～300mmにも足りない干ばつ多発地域であり、中国有数の渇水地域である⁷¹。また、所在地の臨汾市には、石炭と鉄鉱をはじめ豊富な鉱物資源があるが、同時に農業も重要な産業であり、小麦、綿花、トウモロコシなどの食料の生産量は山西省のその約15%を占めている⁷²。

「四社五村」は山西省の中でも深刻な渇水地域にあり、当地では霍山から流れる河川水を「峪水」と呼んで、生活用水に利用してきた。「峪水」は合計13筋あり、「四社五村」が水源をとする「沙窩峪」が最も少ない一筋である。この地域は農業を主たる収入源とし、トウモロコシと小麦、綿花を主な作物とするが、20世紀までは天水に頼る他なかった。そのため、1畝（約666.67m²）あたり平均約50～100kgと生産性は低く⁷³、経済後進地域であった。「四社五村」水利自治組織は、このような環境のもとで最低限の生存用水の確保を目指し、800年⁷⁴以上にわたって維持されていた。

2.1 「四社五村」水利自治組織の構成

2.1.1 主社村と付属村

「四社五村」水利自治組織は、図1のように、「主社村」と呼ばれる「四社五村」の6つの村と、各主社村の下にある9つの「付属村」からなっていた。主社村は仇池社（橋東村と橋西村に分かれる）、南李荘社、義旺社、杏溝社という四つの社と、孔澗村という5つ目の村のことである。これら主社村は水を利用する権利である「水日」をもっているが、「排行制」、つまり家族内の兄弟の長幼の順序を模して、「老大」「老二」「老三」「老四」「老五」と順序づけられ、主社村の間も対等ではない。「老大」である仇池社が最も高い地位を占め、「老五」の孔澗村は最末位に置かれ「水権」を持っていない。「水権」を持っているのは4つの社だけであった。「水権」とは、水を管理し、祭祀の主催、水利簿⁷⁵の保管と改正、水利施設工事管理の権限を指す⁷⁶。このことについて、当地では四つの社が妻の息子であるのに対して、5つ目の孔澗村が妾の子であるとする伝承がある。この伝承に基づいて、「水権」に基づいて4つの社と5つ目の村の地位の不平等が合理化されている。



図1 「四社五村」水利組織構成図

出所：董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、2003年、p.13より引用

一方、付属村は「水日」を持っていないために、各自が自分の所属する主社村に依存し、余分の水を分けてもらう必要があった。付属村は、その代償に、主社村が負担している水利工事費のほぼ半分を負担しなければならなかった⁷⁷。このように、主社村と付属村の間には、主従関係的な序列が形成された。

2.1.2 水源地の沙窩村

「四社五村」の水源地は上流地域の沙窩村にあるが、沙窩村は「四社五村」水利組織に属していなかった。両者の関係は董曉萍らの以下のインタビューから理解できる。

「沙窩村は、以前は水をただで利用し、水利工事の費用を一切負担しなかった。そして、負担する義務もなかった。無料で宴会に参加して演劇を見た。その村は上流に位置するから。上流にあるから、水渠を壊したいならとても簡単だ。一方、下流の村は、随時上流の村を監視することができない。そのため、我々は彼らの飲水を許可してあげているが、生産用の利用は許さない。彼らに我々のルールを守らせる。こうしたことが、下流の用水の保障にも役たつ。」⁷⁸（義王社の元社首 QXM により 2000 年 10 月 6 日）

「この水は四社五村のもので。我々の村を通過するだけ…（中略）…道徳面からいうと、下の村（四社五村）が飲む水にも足りないのに、我々がその水を灌漑に利用することは不可能でしょう。」⁷⁹（沙窩村の村長 LQM により 2000 年 10 月 5 日）

「我々の村は水道を設置する際に、四社五村の許可を得ないとなりません。水道を設置した後、その水は飲用水利用に限定しなければならず、灌漑用にはしてはならないです。そのようなことをしたら、罰金を課されます。かなり重い罰金です。公安局の人が来ても解決できません。なぜなら、その水は四社五村の水ですから。」⁸⁰（沙窩村村民 ZWS により 2000 年 10 月 5 日）

このように、沙窩村は、地理上の優位性から同じ水源を利用することが可能であるが、その代りに「四社五村」の不灌漑制度に従わなければならない。一方、「四社五村」は、水源の確保のために、沙窩村に対し生活用水に限定した自由な水利用と水利工事費の負担免除を認めた。水利組織とその周辺の地域は妥協しながら水の共同利用を図った。

2.2 「四社五村」水利組織の地理的構造

図 2 は「四社五村」に属する村落の地理的分布図である。水源地は「四社五村」水利組織に属さない沙窩村にある。そして、主社村は下から上へ、「老大」の仇池社から「老五」の孔洞村の順番で分布している。霍山の南峪と北峪の水を山から沙窩村にある龍王廟の近くの澄沙池（貯水池）に集める。その後、「峪水」は澄沙池から 3 つの支渠（用水路）に分かれて流れ下り、主社村と付属村の計 15 ヶ村に利用されてきた。この 3 つの支渠は、1 つが霍州市の孔洞村と劉家荘に通じ、1 つは霍州市の義旺社と南李荘に通じ、もう 1 つは洪洞県の杏溝社と仇池社に通じている。

また、上流、中流と下流への分布から見ると、上流地域では沙窩村、「老五」の孔洞村及びその付属村劉家荘と「老四」の杏溝社が分布している。中流では義王社のみである。下流地域は「老大」の仇池社と「老二」の南李荘社がある。

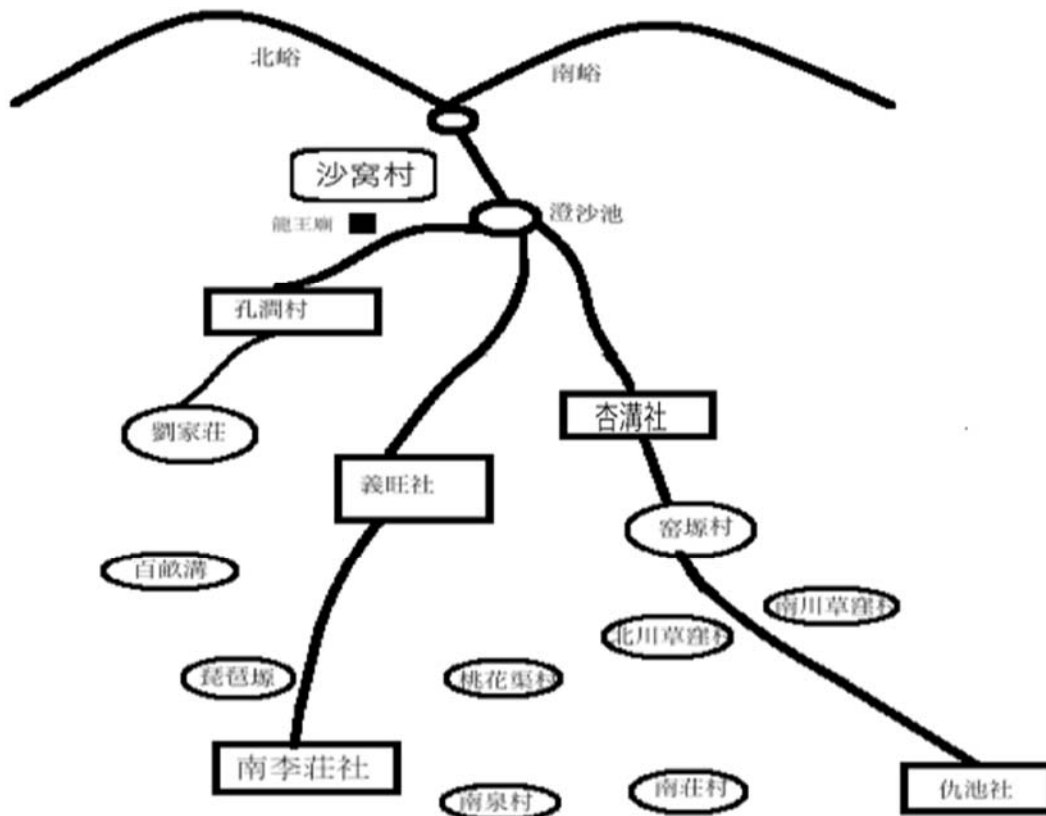


図2 伝統的「四社五村」水利組織の分布図

出所：董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、
2003年、p.234を参考に筆者作成

注：四角で囲んだものが主社村、楕円で囲んだ物が付属村。最上流の沙窩村は「四社五村」のメンバーではない。

2.3 「四社五村」の水利施設と水配分

「四社五村」の水利施設は、主に3つの部分から構成されていた。龍王廟の近くの澄沙池は貯水池であると同時に分水施設でもあった。そこから出た水が3つの水渠にしたがってすべての主社村へと送られた。水渠から流れて来た水は、まず各主社村の「坡池」（村のため池）に蓄え、主社村の「坡池」の水がいっぱいになると、余った水を付属村に配分する。その際にも、こうした主社村の余水は付属村の「坡池」に蓄えた。このように、水が村のため池に配分された後、村民は各自で「坡池」へ行き、そこから水を取り各自の家の水がめに蓄えた。したがって、澄沙池、水渠、そして「坡池」がともに「四社五村」の水利施設を構成していた。

一方、「坡池」に関して、以下のような規定があった。

第一に、水利組織全員の生活用水を保証するために、主社村は人口の増加に応じて、村内の「坡池」についてその容量を拡大する、あるいはその数を増やすことができる。しかし、付属村にはこうしたことが許されなかった⁸¹。

第二に、付属村は「坡池」を一つしか作ることはできず、その大きさも所属する主社村によりきめられた⁸²。

第三に、付属村は、各自の属する主社村の水渠の修理に当たる労働力、経費などを分担することを要求された⁸³。

また、水配分の順番に関しては、主社村の間で、下流から上流へ、「老大」仇池社から「老五」孔洞村の順番で行われた。主社村-付属村の水配分については、主社村が「坡池」を水で満たした後、余分の水をそれぞれの付属村の「坡池」に配分した。水利施設の維持管理については、前述したように、付属村が主社村の余分な水をもらいうける代わりに、その水利工事費のほぼ半分を負担しなければならなかった。

2.4 管理組織

「四社五村」水利自治組織において、共有の水資源にたいする管理は主社村の社首集団によって行われていた。

2.4.1 社首と社首集団

社首とは村の世話人のことである。各主社村には、1名の正社首と2~3名の副社首がいる。正社首は、それぞれの主社村とその下にある付属村の水配分と水利工事の経費、労力分担を管理していた。社首集団は5つの主社村の正社首と副社首から構成されていた。社首集団は水利組織の意志決定機関として、「四社五村」の水利方針、用水方法、水利工事、管理経費の決算と紛争処理などについて権限を持っていた。

2.4.2 放水員

放水員は社首のもとで水渠運行の日常監督を担当し、重大でない違反行為に対して処罰を与えることができた。罰金は違反者が属する主社が払い、四社五村の帳簿に計上された⁸⁴。つまり、伝統的な「四社五村」の水利組織では、社首集団→社首→放水員→普通村民という階層的な管理構造が形成されていた。

2.4.3 水権と渠権

「四社五村」の水利組織には、水権と渠権という制度が設けられた。水権には分水を

含め、水資源を管理できる権力、祭祀を主催する権力、水利簿の保存・改正ができる権力、水利工事などの維持管理に関わる権限が属し、渠権は水渠の維持管理する権力である⁸⁵。そして、主社村全員が渠権を持つものに対して、水権を持つのは主社村の老一から老四までの四社だけであり、老五は水権を持たなかった。

こうした権力を握ったのが上述の社首組織であった。水利施設の維持管理と水配分の権限を掌る社首はいかなる人であろうか。董暁萍らによると、社首は自らを律して、普段の生活において質素かつ清廉、お金に対して慎重で、そして犠牲精神を持つ人であり、また、場合によっては、家族の対立面に立つ勇気がある人であった⁸⁶。一方、放水員が水渠運行に関わる日常の監督を担当することは、実は、渠権の一部の権力を代行することである⁸⁷。

このように、「四社五村」水利組織において、管理層たる社首集団と放水員が、水権と渠権の制度を背景に、水利施設の維持管理と水配分を行った。

2.5 水利用慣行

2.5.1 不灌漑という規則

厳しい水不足の環境におかれ最低限の生活用水を確保するために、伝統的な「四社五村」の水利組織では、「不灌漑」、すなわち「耕して灌漑せず」という基本規約が成立した。この規則は、「四社五村」水利自治組織に属していない、水源地にある沙窩村にも適用されていた。

2.5.2 「水日」と「過路水」による水配分

「水日」とは各主社村が取水できる日数であり、毎月を28日の周期とし、仇池社が8日間、南李荘社が7日間、義旺社が4日間、杏溝社が6日間、孔澗村が3日間の権利をもつこととした。このことは「四社五村」の水利組織の慣習法たる「水利簿」に記載されていた。また、毎月2日間ないし3日間残る用水日を「過路水」と呼び、社首集団は、状況に照らして、水が足りない村に、その「過路水」たる用水日を与えることができた⁸⁸。

2.5.3 「借水」

「四社五村」の水利組織では、固定された用水日に基づく水配分に対して、主社村同士、主社村-付属村、そして村民の間で、水を融通しあう「借水」慣行があった。この「借」は、水を借りても返却不要とする慣行であった。また、付属村も「借水」が可能

だが、自分が属する主社村以外の村から借水する時には、必ず、所属する主社村の許可を得ることを条件としていた。

2.5.4 輪番治水と経費負担

「輪番治水」とは、「水権」を持つ4つの社が「老大」から「老四」の順番で、交代で1年間の水利管理を担うものである。担当となる主社村を「執政社」と呼び、「執政社」は当該年度の水配分、水路維持、経費や労力の割り当て及び会計などを行い、祭祀の儀式を通してその権限を次の「執政社」に引渡しを行う。

水路維持等の管理経費の負担については、5つの主社村の間で、「水日」の多少によりそれぞれの金額が決められた。付属村は、先にふれたように、主社村の要求に応じて、毎年、主社村のほぼ半部の工事費を負担しなければならなかった。

2.5.5 祭祀

祭祀は毎年4月清明節前後に実施され、小祭、大祭の順に行われていた。祭祀を主催できるのは「水権」を持つ四つの社である。小祭は参加者を主社村の社首集団に限定して、前年度の水利工事を点検し、水源地の沙窩村にある龍王廟に雨乞いの祭祀儀式を行い、その後、今年度の執政社の村へ戻り、会議を開く。会議は主に帳簿の報告を中心に行われ、同時に水利工事の点検結果を評価し、前年度の執政社の業績（修理経費の実際の効果、決算報告など）を点検、確認する。会計を審査した後、主社村の社首達は旧帳簿を焼却し、来年の水利工事の項目、経費、労力などの主社村間の分担を協議し決定した。つまり、小祭は会計の検査と水利工事の確認（前年度水利工事の点検評価と来年度の水利工事の費用の見積もり・分担）を中心におこなわれた。

大祭は、水権を持つ4つの主社村のみならず、五番目の主社村、孔洞村も、付属村も参加することができる。参加人員は社首、副社首、放水員、付属村の村長、副村長、放水員であった。参加者全員で会食した後、水利工事をもう一回チェックし、その後、次年度の水利工事に関する経費を主社村・付属村から集めた。最後は参加者全員で観劇を楽しんだ。

祭祀の際に徴収される費用は二つに分けられる。一つは今年度の水路の維持管理費であり、負担等については先に述べたとおりである。もう一つは、会食と演劇の費用であり、これは執政社のみが負担した。

3. 伝統的な水利用慣行の機能について

第2章では、「四社五村」水利組織の構成、その地理的分布、水利施設と水配分、管理組織と水利用慣行などによって伝統的「四社五村」の構造と制度を紹介した。この章では、上述した水利用慣行がこうした構造と制度の維持にどのように機能してきたかについて整理を行いたい。

3.1 輪番治水

「輪番治水」とは、四つの社の中で交代に一年間の水利用を管理することである。主役となる主社、つまり執政社は、当該年度の水配分、水路維持、経費や労力の割り当て及び会計などを行うことから、資源配分、財源の調達と分配（水路維持管理の費用の調達とそれぞれ主社村の分担分）、人員の配置（水利工事に関する労力の配分）を通して、主社村グループ内の再分配の役割を果たしていると考えられる。このように、輪番治水を通して、毎年、執政社-非執政社-「老五」の孔洞村という階層構造が再生産されていた。

3.2 「水日」

「水日」は各主社村が取水できる期間のことである。「水日」を持つのは主社村のみである。そして、取水できる期間ということから、「水日」は各主社村が規定する期間内において排他的に水を利用する権利と解釈できる。これは一定期間の流量で測った水測られた量に対する排他的所有権とみなすことできる。

主社村同士については、すべての主社村は、長短の差はあるが「水日」という排他的所有権を有しているという意味で、主社村どうしは対等な関係であると言える。

一方、主社村と付属村については、付属村は、排他的所有権を持つ主社村に依存せざるをえず、その支配を受けなければならない。また、このような主従関係⁸⁹を通して、主社村は付属村に最低限の水資源を与える一方で、自村に割り当てられた水利工事費、労力の約半分を付属村に分担させる形で、財源と労力を調達することができた。

3.3 「借水」

「借水」は「借水不還」ともいい、水を借りても返す必要がないことを意味する。しかし、主社村同士、主社村と付属村の序列関係の違いから、「借水」の意味が異なっている。

まず、主社村同士の「借水」にあっては、主社村相互間で「水日」を借りることができ、借りた分をすぐに返す必要はなかった。一種の相互扶助であり、「借水」を通して、

主社村間の連帯感を強めるものであったろう。一方、主社村と付属村については、付属村が「借水」できるのは主社村の余剰の水だけであった。その分の水を返す必要がなかった点は同じだが、この場合は、主従関係のもと、主社村は施主として自分の付属村の生存の機会を与えることで、自分の主導的地位を強める効果があると思われる。

3.4 祭祀の意義

毎年恒例で行われる祭祀は、雨乞いの祭りであるとともに、各主社村が共同で水利管理に関すること（配水、水路の点検と修理、経費や労力の割り当て、会計審査など）を決める場でもある。小祭の時には、主社村の社首は龍王廟で、「老大」から「老五」の順番で一列に並び、龍王に線香を焚き参拝する。このことは、主社村間の序列関係を確認し維持する効果がある。さらに、小祭に参加できる村は主社村に限定され、大祭には付属村も参加できることから、主社村と付属村の序列と不平等な関係は祭祀を通しても現れていた。一方、帳簿を焼き払うことは成員間の異議をなくし、村落間の結合を促進する効果もあった。

3.5 小括

表 1 は伝統的な「四社五村」水利制度のまとめである。

表 1 にまとめたように、先行研究の整理を通して、伝統的な「四社五村」の水利組織が、不灌漑規則をもとに、「水日」による水配分、「借水」、輪番治水、祭祀儀式などの水利用慣行を持つこと、そうした慣行を通して、主社村間の排行制による序列関係と平等性、主社村-付属村間の不平等な主従関係という村落間の階層構造が再生産され強固なものにされたことを明らかにした。

こうした村落間の階層構造に関しては、祁建民⁹⁰が指摘したように、中国伝統文化の中の礼治、すなわち、主社村間の兄弟伝説による排行制や主社村-付属村間の嫁入り伝説が村落間の不平等関係を合理化することに機能した。

表 1 伝統的な「四社五村」の水利制度

水利用慣行	内容	村落構造
不灌漑	耕しても灌漑せず	
「水日」による水配分	<ul style="list-style-type: none"> ・限定期間内で排他的に水資源を占有する権利 ・水利工事費の分担根拠 	主社村のみ「水日」をもつから、主社村-付属村の間で、主従関係
「借水」	水を借りても返さず	主社村間 「水日」の借り、連帯間を強める 主社村-付属村 付属村は主社村の余剰水しか借りられない、主従関係の強固
祭祀	小祭 会計審査、水利工事チェック、工事費の見積もり、労力のわりあて 参加人員：主社村の社首達 祭祀儀式：「老大」から「老五」の順で、参拝する	<ul style="list-style-type: none"> ・主社村間 排行制による序列関係の確認 ・主社村-付属村 階層構造の確認 ・リーダー層全体 リーダーとしての権力の強固
	大祭 会食、演劇、工事費の現場集め 参加人員：主社村以外、付属村のリーダー層も参加でき	
輪番治水	<ul style="list-style-type: none"> ・水権もつ四つの社に限定、輪番で1年間の水利管理を担うこと ・五つ目の孔洞村は水権を持たず、水利管理の権限がなく、水利政策の改定などに、決定権がない 	主社村間 序列関係の維持 執政社-非執政社-孔洞村
伝統的礼治文化	<ul style="list-style-type: none"> ・兄弟の排行関係による権限の違い ・嫁入りなどの親和関係 	主社村間、主社村-付属村間の不平等関係を合理化

出所：筆者作成

4. 「水利用の総過程」の視点からの再整理

これまで、「四社五村」に関わる先行研究を整理することで、伝統的「四社五村」において、主社村間の排行制による序列関係、主社村-付属村の主従関係という村落間の階層構造が不灌漑規則、「水日」による水配分、「借水」、輪番治水、祭祀儀式などの水利用慣行、そして中国の伝統的礼治文化を通して強固されたことを明らかにした。しかし、第一部の総説で示したように、本論文における伝統的「四社五村」の研究の目的は、こうした村落間の不平等構造ではなく、水の危機に対して、その対応のメカニズムの解明にある。そのため、この節では、伝統的「四社五村」のこうした構造・制度に基づいて、「水利用の総過程」の視点から再整理を行うことで、そのメカニズムを明らかにしたい。

4.1 水権と渠権

前述したように、水権と渠権という制度が水利施設の維持管理に関わる制度であった。こうした権利を通して水利施設の維持管理に発言できるのは、主社村のみであった。言い換えると、水利施設は実際に主社村の支配下に置かれたとも言える。このように、主社村が水利施設の支配をテコに、付属村を排除して、「水日」というある期間内水を独占する権限を設定したとも考えられる。そのうえで、「水日」を通して、主社村はその余剰水を付属村に与える一方、付属村から水利施設の維持管理に必要な経費と労働力の分担を求めた。要するに、何らかの歴史的経緯を通して、主社村が水利施設の実事上の支配者となり、そしてこのような水利施設への支配を通して、主社村による水資源の独占が可能になった。次いで、こうしたことを元に、主社村は、余剰水を与える代わりに、付属村から水利施設の維持管理に必要な経費と労働力することが調達できるようになった。

一方、付属村がもらったのはあくまで主社村の余剰の水であり、水が極めて不足する環境において、一旦渇水危機が起こると付属村は主社村より捨てられる可能性が当然考えられる。しかし、実際のところで、800年間で、付属村が主社村により捨てられなかった。

この理由を考えると、伝統的「四社五村」の水利組織において、なぜ付属村の存在が必要であったかという疑問が湧くであろう。しかし、これまでの「四社五村」に関する先行研究はこうした問題に触れなかった。

4.2 伝統的「四社五村」の人口状況と経済状況

伝統的「四社五村」の人口状況と経済状況についての詳しい統計資料がないため、こ

ここでは、董曉萍・藍克利『不灌而治』に記載されている 1950 年代後半から 1960 年代前半まで仇池社の橋西村、南李荘社、琵琶塙のデータを基に検討する。表 2 は、董曉萍・藍克利らが調査にもとづいて 2001 年に作った表をベースに、かたちを変えて作成したものである。

この時期、「四社五村」には未だ機械井戸は導入されなかった時期であり、その水源は従来の峪水であった。水利制度は依然として最低限の生活用水の確保であり、水の灌漑利用は行われていないため、経済的に大きな変容は起こってなかったと推測できる。また、灌漑農業が行われなかったことから、人口状況にも大きな変化が起こってなかったと想定できる。このように、伝統的「四社五村」を検討するには、この時期のデータはある程度参考になると考えられる。

表 2 2001 年「四社五村」の経済状況と人口状況

所属主社村	主社村名	付属村	人口	戸数	耕地(畝)	一人あたりの土地面積(畝)	一人あたりの平均年収(元)
仇池社	橋東村		1100	235	2000	1.8	700~800
	橋西村		1500 (1958年621人)	350	3880	2.5	700
		南川草漕村	500	95	800	1.6	200
		北川草漕村	340	79	1000	2.9	100
南李荘社	南李荘社		801 (1958年300人 1990年600人 1995年698人)	310 (1995年200戸)	1870	2.3	500
		琵琶塙	560 (1962年156人)	120 (1962年40戸 あまり)	1300	2.3	600
		百畝溝	540	110	1100	2	200
義旺社	義旺社		1000 (1990年700人あまり)	250	2000	2	1000
		桃花渠村	110	30	330	3	400
		南泉村	100	30	400	4	300
		南荘村	120	40	300	2.5	500
杏溝社	杏溝村		1250	250	2200	1.8	700
		窑塙村	600	137	1300	2.1	200以下
孔洞村	孔洞村		370	70	1000	2.7	500
		劉家荘	850	260	1700	2	200
合計			9741	2366	21180	2.3	463

出所：董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、
2003 年、p.397 より、筆者作成

表 2 によると、仇池社の橋西村が 1958 年に 621 人であり、南李荘社が 1958 年に 300 人であり、琵琶塙が 1962 年に 156 人であり、三村の合計数は 1077 人である。この時期の合計人口は、2001 年の仇池社の橋東村の 1100 人にも達してなかった。こうしたことを考えると、伝統的「四社五村」においては、人口数が多くない一方、生活用水を

峪水のみにしか頼ることができない「四社五村」は、その人口規模はある限度で制限されるだろう。さらに、新規水源がないため、渇水環境に直面しており灌漑農業は行われず、天水による農業の生産性が低いため大きな人口増加は難しかったであろう。一方、当然、自然災害などによる人口の減少が考えられるが、伝統的「四社五村」が 800 年間維持されたことを考えると、人口減少があっても、それが「四社五村」の水利制度を動揺するほどのことがなかったと考えられる。こうした点から、伝統的「四社五村」の人口状況は、相対的に安定していたと考えられる。

伝統的「四社五村」の経済状況に関しては、データがないため正確な把握ができないが、推測として、「不灌漑」制度に基づいて天水による農業生産しか行われなかったので、農業の生産性が低く経済成長が難しく、経済的な大きな変化が起こりにくかったと推測できるだろう。この点でも、伝統的「四社五村」は、その経済状況も相対的に安定していたと考えられる。

このように、伝統的「四社五村」は、渇水状況と言っても、少なくとも組織全体の最低限の生活用水を提供できた水状況に置かれたと考えられる。そうでないと、附属村などが捨てられる事態が生じただろう。こうした最低限の生活用水を提供できる環境下で、灌漑への水利用を禁止することで、すなわち「不灌漑」制度の実施によって、その経済状況と人口状況は相対的に安定し、「四社五村」水利制度の安定維持が可能となったのであろう。

こうした人口状況と経済状況を想定する上で、なぜ附属村の存在が必要であるのか、答えることを試みたい。恐らく生存用水に関わる水利施設の建設・維持管理に要する経費と労働力の提供を主社村だけで行うことが困難であったため、やむを得ず附属村の協力も必要であったと思われる。こうして、主社村が水権と渠権の設定を通して、水利施設への支配を実現する一方、余剰水を附属村へ与えることで、附属村の協力を強制的に得ることができた。その他、厳しい水資源の状況と不灌漑制度の基で、経済活動が不活発で、人口の増加も考えにくいため、「四社五村」地域の経済事情と人口状況がある意味で安定したと思われる。このような社会状況と経済状況において、伝統的「四社五村」水利制度が維持できた。

要するに、少ない人口、抑えられた経済活動は伝統的「四社五村」水利制度の維持に機能したとも言えるだろう。

続いて、渇水状況下の水の危機に対して、「四社五村」はどのように対応したかについて検討したい。

4.3 「水日」による水配分と「過路水」、「借水」

「四社五村」では、「水日」により主社村の間で「老一」から「老五」の順番で、下流から上流へ水配分が行われた。それと合わせて、「坡池」という溜池を利用し、取水期間内に水を「坡池」に蓄えた。「水日」による水の配分制度は、第一部で論じた水権制度と同様、固定水量制を意味する。さらに、「四社五村」では、「坡池」という物質的構造物の容量がそれぞれの使用水量を固定する効果があった。しかし、このような固定された使用水量による水配分制度が、「四社五村」においては水の売買を引き起こさず、水利制度を維持することができた。その理由は、生活用水であるので国家の水糧が課されていないこと、そしてなにより「過路水」、「借水」など、柔軟な対応を可能とする制度に求められる。

「過路水」は、前述したように、28日間を一周期とする水配分制度によって、毎月、主社村に割り振られた「水日」の残りの2日間ないし3日間の用水日のことである。社首集団は状況に照らし、水が足りない村に対して、その「過路水」たる用水日を与えることができた。この制度は、水の危機が起こった時あるいは固定した使用水量が達成できない時、そうした状況に柔軟に対応できる制度であった。また、「借水」は水の危機が起こった時、水の貸出を通して、村落間の水供給を調整する制度とも読み替えられる。

要するに、「四社五村」の水配分に関わる制度は、「水日」と「坡池」を基礎にしなから、「過路水」と「借水」を活用することで水の危機に柔軟に対応できる制度であった。しかし、当時の技術状況に照らして、井戸などによる新規水源の開発は困難であったため、安定的な水供給は到底できず、水危機がある限度を越えると、付属村のような一部の村が捨てられ、水利組織が解体されてしまう可能性が常に潜在していたと考えられる。

4.4 水の独占と「輪番治水」、「不灌漑」制度

「四社五村」では、水の配分や水利施設の維持管理がその管理組織たる社首集団により行われた。そして、社首集団が水権と渠権をバックに、祭祀儀式を通してその権力を強化した。こうした構造が当然社首による水の独占の可能性をもたらすことが考えられるが、伝統的「四社五村」はこのような事態を起こさなかった。その理由は「輪番治水」の制度にあると思われる。四社が一年ごとに輪番で水の管理（水配分と水利施設の維持管理）を実施することが、ある程度、特定の社首による水の独占を抑える効果があると思われる。

更に、「不灌漑」制度は水利用を生活用水という生存目的に限定し、灌漑への水利用を禁止することが生産活動を抑えることで、経済活動に伴う利得動機も抑えられた。こうしたことも社首による水の独占を抑制できたであろう。

4.5 水の争いと排行制

前述したが、「四社五村」の五つの主社村は、家族内の兄弟の長幼の順序を模して、「老大」「老二」「老三」「老四」「老五」と順序づけられ、「老大」の仇池社が最も高い地位を占め、「老五」孔澗村が最末位に置かれた。そして先行研究で明らかになっているように、祭祀や礼治の文化がこうした序列構造を合理化かつ強固するように機能した。主社村間のこうした構造は一旦水の争いが起こった時、その最終の決定権を「老大」の仇池社が持つことを通して、水争いを調停することができた。

4.6 祭祀

すでにまとめたように、祭祀儀式は、村落間の不平等関係や社首集団の権力を再生産し強固にする他、水配分制度の再確認、水利経費の徴収、上年度の水利工事のチェックと次年度の水利工事のアレンジもこの時に行われた。そして、「輪番治水」による主社村間の権力交代も祭祀儀式を通じて行われる。こうした点から、祭祀は、一年間の水利管理（水利施設の維持管理と水配分）活動を統括するプラットフォームであり、祭祀儀式を通じて、これらの水利管理に関わる制度を再確認することができた。一方、祭祀儀式の結合機能も忘れられない。

4.7 小括

この節では、「水利用の総過程」の視点から「四社五村」の再整理を行い、水の危機に対する柔軟な対応のメカニズムを明らかにした。伝統的「四社五村」は、安定した人口状況と経済状況のもとにあったと想定できるが、厳しい渇水状況に直面したにもかかわらず、水利施設の維持管理に附属村協力が必要であるため、付属村を組織に留めることになったと推測できる。また、主社村は、水権と渠権により水利施設を実質的に支配し、附属村に対する支配構造が形成された。「水日」という主社村による水の独占制度に基づいて、主社村が付属村に余剰水を与え、その代わりに、水利施設の維持管理に要する経費と労働力の大半を付属村に負担させた。

水配分に関しては、「水日」と「坡池」を基に行われた。こうした配分制度は使用水量の固定化の問題をもたらし、一旦、水の危機が起こった時に、「泉域社会」のような組織解体のリスクが顕在化する可能性がある。しかし、「四社五村」では「過路水」と「借水」制度の実施によりこのようなリスクを抑え柔軟な水配分を可能にし、水利組織を安定して維持した。また、「輪番治水」、「不灌漑」

制度は、社首による水の独占というリスクへの抑制に機能した。さらに、主社村間の排行制は水争いの調停に機能した。このように、伝統的「四社五村」は、主社村間の序列関係や主社村と付属村の支配従属関係を持ちながら、「水日」、「過路水」、「借水」、「輪番治水」、「不灌漑」制度による柔軟な運用と、これらの制度の再確認に機能する祭祀儀式を通して、水の危機、有力者による水の独占、水争いなど水利組織の解体を引き起こすリスクを回避することができたと言える。

5. 終わりに

この章では、第一部の総説で取り出した枠組を念頭に、伝統的「四社五村」の水利制度に対して「水利用の総過程」の視点から再整理を行った。主な論点は以下の通りである。

まず、第一部で依拠した志村博康の農業灌漑を中心とする「水利用の総過程」という捉え方に対して、伝統的「四社五村」の水利制度が示すように、灌漑用水という水利だけではなく、生活用水も含めてより包括的に水利用の過程を捉える必要がある。

次に、「四社五村」の先行研究の整理を通して、これらの先行研究が村落間の不平等構造の維持に研究の重点をおいたことを明らかにした。しかし、その人口状況、経済状況、そして水利施設の維持管理の場面を考慮しなかったことは先行研究の課題として指摘した。

続いて、「水利用の総過程」の視点から、伝統的「四社五村」が水権と渠権の設定を基に、主社村による水利施設の支配と合わせて、「水日」、「過路水」、「借水」、「輪番治水」、「不灌漑」制度を通して、水の危機、有力者による水の独占、水争いなど水利組織の解体を引き起こすリスクを如何に柔軟に対応できたかを明らかにした。

このように、伝統的「四社五村」の水利制度の再整理にあたっては、第一部で取り上げた中国水利社会の先行研究の問題点である水利施設の維持管理と水配分のどちらかに偏る傾向を克服して、両方を同時に扱い、水に関わる自然条件、水利施設（その技術的・物質的場面）、水利施設の支配と関わる水権と渠権制度、「不灌漑」制度、「水日」、「過路水」、「借水」、「輪番治水」、「祭祀」などの水利用慣行のほか、当時の社会状況（少ない人口）、抑制された経済活動と合わせて、その水利社会の構造を捉えた。また、生活用水を含めた「水利用の総過程」の視点から、その枠組として、主に、水の危機、有力者による水の独占、水争いなど水利組織の解体を引き起こすリスクを挙げ、これらのリスクにたいして、「四社五村」水利社会が如何に対応したかについて捉えた。

一方、第一部で取り出した要素に比べると、この章では、国家の役割と農業生産関係（土地所有者、小作農）を議論しなかった。その原因は次のようである。まず、国家の役割に関しては、伝統的「四社五村」が生活用水に集中し、農業灌漑を実施しないため、税収の面で国家の関心と関与度が低かったからである。そして、国家の関与度が低いことがかえって、水利管理において民間の主体性を促進したとも言えろう。また、農業生産関係に関しては、「四社五村」は天水による農業生産を行っていたが、この農業生産関係（土地所有者、小作農）に関わる資料が足りないため、直接的な考察が不可能であったからである。従来の華北地域の研究では、自作農を中心とする農民層分解があまり進まなかったとされていることを考えると、「四社五村」のような天水農業の地域では、激しい農民層分解はますます考えにくいだろう。

一方、こうした伝統的「四社五村」の水利制度は、近代化の過程において、機械井戸という新技術の導入、政府の政策（請負制の導入など）、水の商品化などによって、大きな変容がなされた。これらの変化要因に対して、水利制度が如何に影響を受けたかについて第三部で検討する。特に、技術という生産力の進捗による新たな変化要因に対して、「水利用の総過程」の視点から分析するためには、どのような枠組が必要であろうか。幸いなことに、内山雅生らの研究グループがこのような枠組の構築に対して貴重な資料を提供した。続いて、第三部で、内山雅生らの研究グループによる調査資料をベースに、2015年～2017年間、筆者自らがこの研究グループに参加して行った現地調査と合わせて、近代化の過程における「四社五村」水利制度の変容の考察を通して、技術の発展という新たな変化要因を含めて、その分析枠組を検討したい。

参考・引用文献

- 65 「四社五村」が昔で洪洞、趙城と霍州 3 県にまたがり、1954 年に、趙城県が洪洞県と合併したため、現在は洪洞と霍州 2 県にまたがった。
- 66 董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、2003 年
- 67 主な資料は次の通りである。
- 内山雅生・三谷孝・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告（2）」『研究紀要』第 12 号、長崎県立大学国際情報学部、2011 年 12 月
- 内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告（3）」『研究紀要』第 13 号、長崎県立大学国際情報学部、2012 年 12 月
- 内山雅生・菅野智博・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告（5）」『研究紀要』第 15 号、長崎県立大学国際情報学部、2014 年 1 月
- 河野正・前野清太郎・古泉達矢・田中比呂志 「華北農村訪問調査報告（6）」『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』第 66 集、2015 年
- 68 「四社五村」の無形文化財の保護問題に関する研究は以下のものが挙げられる。
- 周嘉 「裂变之中的乡村水利共同体—山西“四社五村”田野调查报告」『南方論壇』、2014 年第 10 期
- 王晨 「洪洞、霍州四社五村水利民俗研究」山西師範大学硕士生学位論文、2017 年
- 王晨 「非物質文化遺產整體性保護研究」『北方文学』2017 年
- 69 董曉萍 「節水水利民俗」『北京师范大学学报(社会科学版)』、2003 年第 5 期、p.125
- 70 同上
- 71 森田明『山陝の民衆と水の暮らし—その歴史と民俗』汲古書院、2009 年、p.24
- 72 山西省人民政府ホームページより
- 73 董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、2003 年、p.186
- 74 董曉萍・藍克利、前掲書、p.15
- 75 水利簿は「四社五村」水利制度の慣習法であり、現存の水利簿抄本は道光 7 年（1827 年）の水利簿を原型に、「不灌漑制」の他に、社首集団の役割、「水日」による水の配分ルール、水権及び規定に違反した水案に対する制裁方法を記載している。（董曉萍・藍克利、前掲書、p.19）
- 76 董曉萍・藍克利、前掲書、19 ページ
- 77 森田明『山陝の民衆と水の暮らし—その歴史と民俗』汲古書院、2009 年、p.38
- 78 董曉萍・藍克利、前掲書、p.223
- 79 同上、p.224
- 80 同上
- 81 同上、p.20
- 82 同上、p.225
- 83 同上、p.20
- 84 同上、p.245
- 85 同上、p.19
- 86 同上、p.232
- 87 同上、p.245 参照
- 88 董曉萍・藍克利、前掲書、p.246
- 89 主社村—付属村の主従関係が形成された要因を、主社村が在来村であり付属村が移民村であることに見る研究もある（董曉萍・藍克利、前掲書、p.230）
- 90 祁建民「山西四社五村水利秩序と礼治秩序」『広西民俗大学学报（哲学社会科学版）』、第 37 卷第 3 期、2015 年

第三部 「四社五村」水利自治制度の近代化

はじめに

伝統的「四社五村」の水利制度は、近代化の過程で、機械井戸による新技術の導入、政府の政策（請負制の導入など）、市場経済の影響によって、大きく変容した。第3部では、董曉萍・藍克利の研究、内山雅生らの調査研究及び2015年～2017年の筆者自身の調査に基づいて、まず、「四社五村」の変化を3つの時期、つまり、1980年代と90年代の機械導入期、2000年代の新たな生活用水システムの形成期及び2015年以降の機械井戸の普及期という3つの時期に分け、それぞれの時期における「四社五村」の変化を分析する。次いで、第一部で抽出した分析枠組に基づいて、近代化の過程における「四社五村」の変化と安定のメカニズムをあきらかにしたい。

1. 建国後から1970年代までの「四社五村」

この章では、建国後から1970年代までの、機械井戸が未だに導入されていなかった時期に、「四社五村」に起こった変化について、前述した調査報告書である『不灌而治』⁹¹をベースに整理を行いたい。

1.1 3回の水路の改造工事

『不灌而治』⁹²によると、1950年代から1970年代までの間に、「四社五村」では3回の水路工事が行われたが、その経緯は以下の通りである。1回目の工事は1950年代に行われた。その目的は漏水状況の改善のためであり、図3の旧来の「四社五村」の水路幹線の補強である。2回目の工事は1970年代に自力で行われ、路面上の水渠を地下に埋められたパイプにつけ替えた。また、当時の「山河帰公」政策（山と河川などの自然資源の国有化）の影響で、「四社五村」の水を周辺の村落も共有できるようになったが、洪水など自然災害による管道の損壊や「四社五村」村民による人為的管道の破壊などを原因に、こうした用水村の拡大は10年間しか持続せず、その後、再び元の「四社五村」の水路に戻った。3回目の工事は、義旺社と政府との繋がりを基に、政府からの支援を得た上で行われた。この工事を通して、分水施設が義旺社の近くに洪霍分水亭という形で新設された。改造後の「四社五村」の水路（幹線）は、図4に示した。

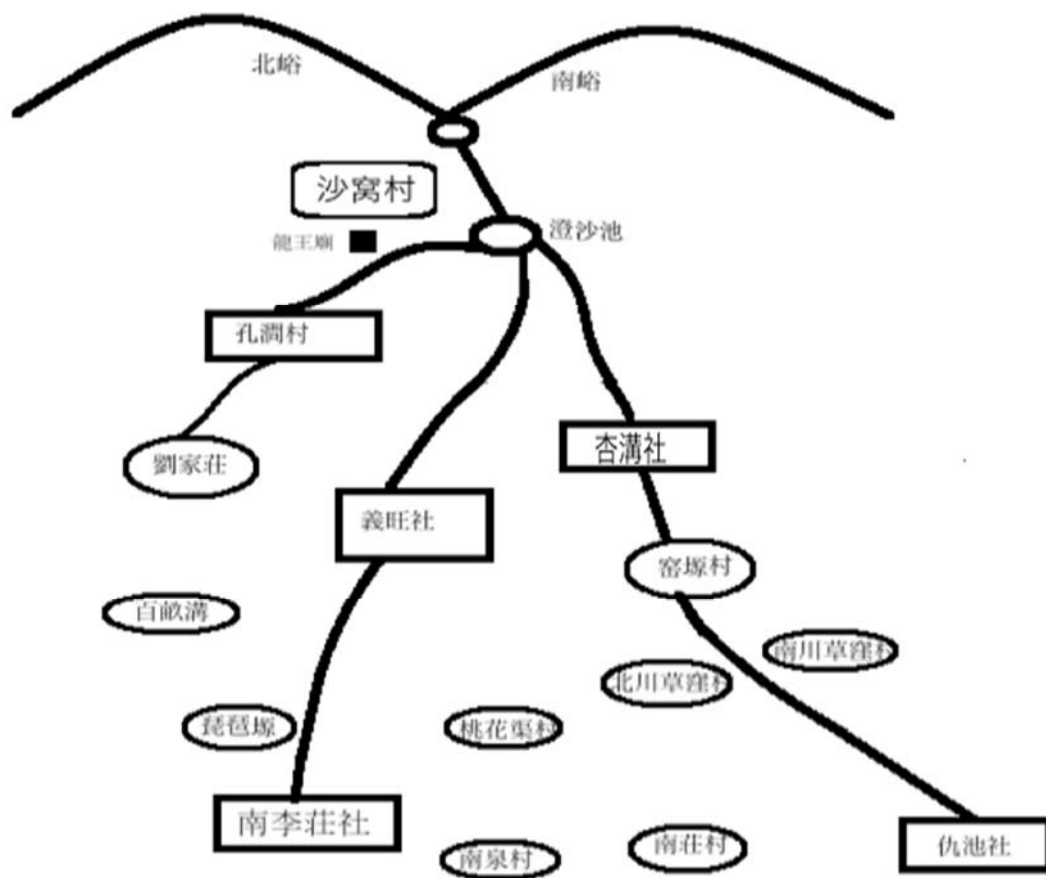


図3 1950年代「四社五村」の水路

出所：董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、2003年、p.234を参考に筆者作成

1.2 初のダム建設

上述した1970年代に実施した2回目の水路改修工事によってより多くの村が四社五村の水源を利用できるようになったために、「四社五村」はさらなる水不足の状況に陥った。一方、1970年代は全国で水利施設の改修すすめる高揚期でもあった。そして、当時の「老大」の仇池社の社首DBYは洪洞県の郷党員委員会の副委員長であり、担当業務は水利に関係するものであった⁹³。こうした状況を背景に、「老大」の仇池社の社首であるDBYは新しい水源の開発として小水庫（ダム）の建設を試みた。ダム建設に必要な資金は、主に「老大」の社首DBYが仇池社の村民から資金を集めて調達した。最初のこところ、この水庫は「老大」の仇池社の飲用水問題を解決した上で余剰水が出たため、それを利用して仇池社で小面積灌漑を実現した。しかし、この小水庫は、最終的に水不足のため枯渇した。

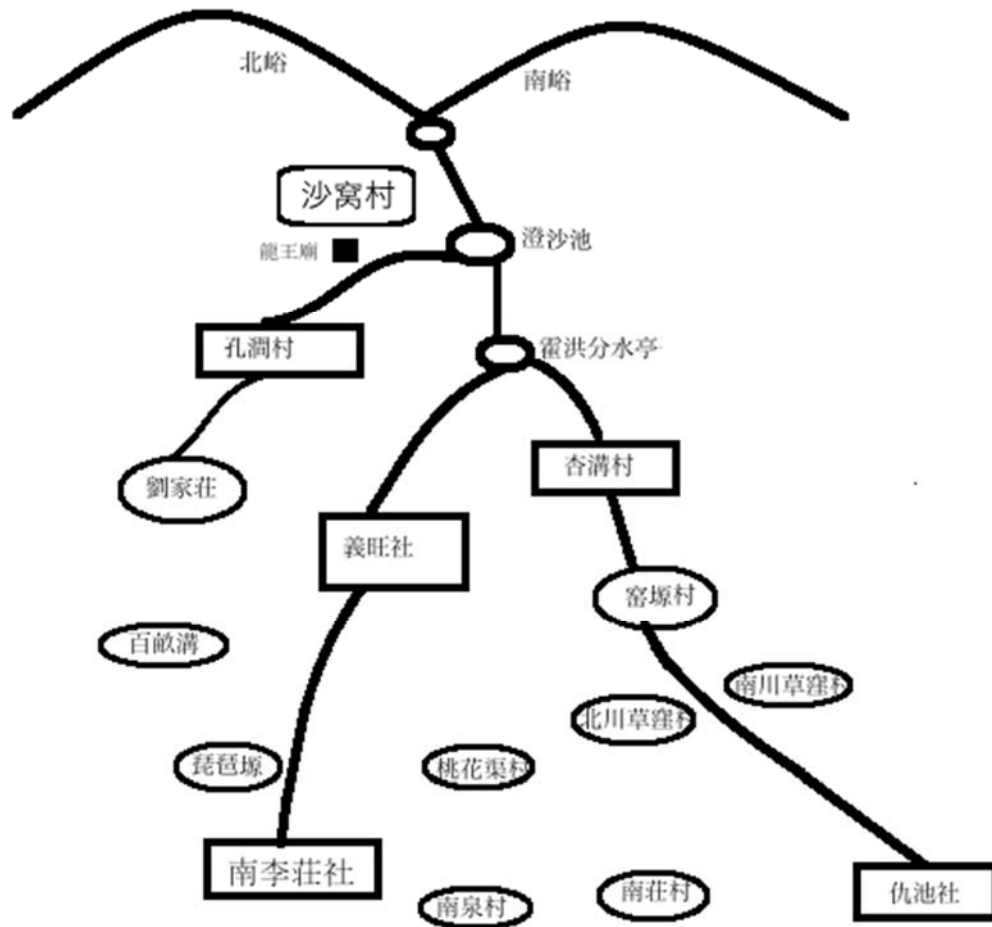


図4 1970年代「四社五村」の水路（洪霍分水亭の新設）

出所：董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、
2003年、p.238を参照に、筆者作成

1.3 小括

建国後から1970年代までの、「四社五村」における主な変化は、水利施設である幹線の改修工事と新規水源の開発であった。水路幹線の改修工事により、分水施設が水源地の沙窩村から義旺社の近くに移動した。また、新規水源の開発として行ったダム建設は失敗に終わった。結局、「四社五村」の水不足の状況は改善されなかった。『不灌而治』の中ではこの時期の「四社五村」の水利慣行について触れられていないが、こうした状況を考慮すると、恐らく、水資源の不足が依然として厳しい状況であるため、旧来通りの水利慣行が継続されたであろう。つまり、「不灌漑」を中心規則とする「過路水」、「借水」、「輪番治水」、「祭祀」の制度は、以前通り働いたであろう。

2. 1980年代、90年代の「四社五村」—機械井戸の出現

この章は、『不灌而治』により、1980、90年代の「四社五村」の変化について整理を行う。

1980年代、「改革解放」路線のもとで水源開発政策がとられ、「四社五村」においても機械井戸（掘削機械で井戸を掘り、モーターで水を汲み上げる井戸）の建設が試みられた。1989年、「老大」の仇池社が、元社首 DBY に牽引されて自力でお金を集め、最初の機械井戸の建設に成功した⁹⁴。その後、「老二」の南李荘社も機械井戸を建設し、1990年には、「四社五村」の2つの主社村が機械井戸を導入した状態となった。

これら2つの主社村は、生活用水を井戸水でまかなうことができるようになり、これまでの「四社五村」の水利制度の水供給は必要なくなった。そうすると、「水日」に応じた水利工事費の負担が当然のこととは考えられなくなったのかもしれない。「老大」の仇池社は自社として負担しつづけたが⁹⁵、「老二」の南李荘社は自分の「水日」を付属村に貸すことで、その費用を付属村に全部負担させ、さらに水利工事と直接関係のない経費と労役も付属村に割り当てるといった変化が起こった⁹⁶。南李荘社が自分の「水日」を工事費や経費と労役という対価をとって付属村に貸すことは、「水日」に基づく一年間分の水量を付属村に販売したことも言えるであろう。一方、仇池社は、井戸の建設費を得るために、自分の付属村である北川草湍村にこの井戸水を買わせた。これは、付属村が峪水か井戸水かを選択する権利を奪ったことであり、主社村による付属村の支配強化を意味している。

一方、こうした機械井戸の出現に伴い、主社村-付属村の間で起こった水（井戸水、峪水）の売買は、あくまで水利施設の建設（機械井戸の建設）や水渠という共有水利施設の維持管理費調達のためであり、利得動機に基づくものではないことに注意を払う必要がある。

このように、「四社五村」における1980年代、90年代の変化は、2つの主社村が機械井戸を導入したことを契機に、峪水と井戸水が共に売買関係に包摂され、主社村-付属村の間で「水日」の貸し出しの形態で水の売買が起こったこと、そして、この売買関係は水利施設の維持管理費の調達のために導入されたことである。しかし、それ以外の「四社五村」の関係に変化はなし、他の主社村-付属村関係、不灌漑規則、「水日」による水配分、輪番治水、例年の祭祀の共催などの水利用慣行も維持された。

3. 2000年代における新たな用水組織の形成

この章では前述した内山雅生、弁納才一、祁建民らの研究グループの調査による資料や研究成果をもとに整理を行いたい。

3.1 生活用水と灌漑用水の使い分け

2000年代に入り、国家水利部は、渇水問題と貧困問題を抱える地域を対象に、水利施設の建設を通してそれら地域住民の生活、生産条件の改善と解決を目指すプログラム、「飲水解困工程」を計画した⁹⁷。これに応じて、「四社五村」でも、水利局が110万元を出資し、地方水利局の事業として義旺社に集中供水ステーションと機械井戸を建設した。その運営と管理は請負制の形態で行われた。

これにより、「四社五村」の5つの主社村のなかの3つの社（仇池社、南李荘社、義旺社）が機械井戸を保有することになった。機械井戸による水供給が実施されると、義旺社では、この井戸水をリンゴ栽培の灌漑用に利用し始めた。これまで農業は不灌漑を強いられていたが、機械井戸の導入によって農業の新たな展開が可能となった。

一方、供水ステーションが供給する水は、主に生活用水として利用され、その水源は峪水と井戸水からなる。このように、供水ステーションと新機械井戸の出現に伴い、水を生活用水と灌漑用水に使い分ける新たな用水システムが出現した。

3.2 WBHを中心とした新たな生活用水システム

地方水利局の供水ステーションは2002年に完成し、義旺社のWBHは地方水利局からその運営と管理を請負うことになった。その後、WBHは義旺社の社首となり⁹⁸、今日まで社首をつとめている。この供水ステーションは主社村である義旺社と孔洞村、そして付属村である劉家荘、柏木溝村、琵琶園村に供水していた⁹⁹。洪洞県側の主社村の杏溝村とその付属村である窑園村は峪水のみを利用していたが、それらの村への供水も義旺社の社首WBHにより実施されるようになった¹⁰⁰。つまり、供水ステーションを中心に、図5のように、WBHが管理運営する新たな生活用水システムが形成された。

供水ステーションの水は、主に「四社五村」の峪水を中心に、足りない時は井戸水を使用する¹⁰¹。また、義旺社の「水日」だけでは水が足りないので、社首であり供水ステーションの請負人であるWBHは、すでに機械井戸を持った仇池社と南李荘社の「水日」を買い、多くの峪水を利用する権利を獲得してきた。

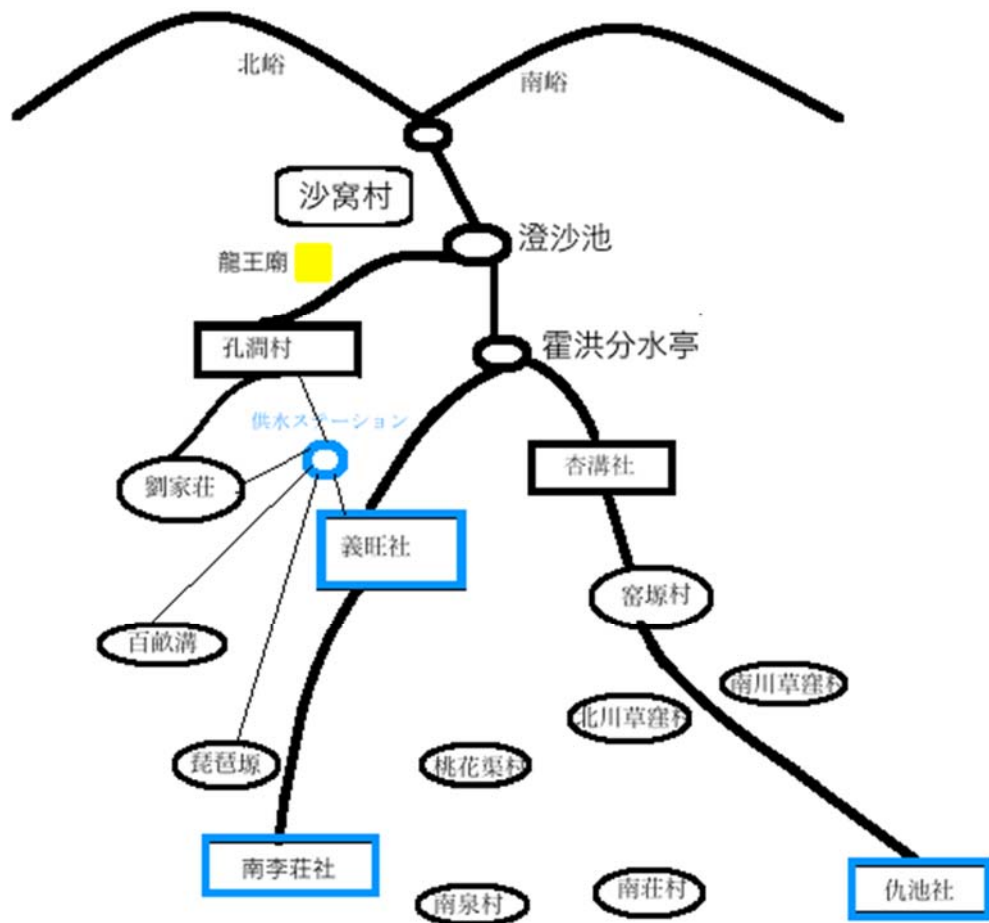


図5 2000年代における新たな用水システム

出所：筆者作成

注：青で囲んだのは機械井戸を持った3つの主社村

また、供水ステーションは、水が足りない時に井戸水を汲み上げて使うため、電気代が発生する。WBHはそれを理由に水料金の徴収を主張したが、最終的に水料金を徴収できたのは3つの付属村、劉家莊、柏木溝村、琵琶園村だけで、主社村の義旺社と孔澗村では徴収できなかった。水料金を徴収できたのは付属村である点で、主社村と付属村はこの段階においても不平等な関係にあったと考えられる。

3.3 「水日」による水配分から「水日」の「売買」を通じた水配分へ

今、仇池社と南李莊社の「水日」を買うと述べたが、ここでの「水日」の「売買」とはどのようなものだろうか。この点について、「中国内陸農村訪問調査報告(3)」から2011年のWBHへのインタビューを紹介する。

「現在仇池社の 8 日間の水、南李荘の 7 日の水は、すべて我々が使用してきた。毎年の大祭の費用には 2、3 万元を使うので、私は毎年 4000～6000 元を出した。南李荘の水は我々が使うので、私は 5800 元を出した」¹⁰²

上記の話の説明すると、WBH は仇池社の 8 日間の水日、南李荘社の 7 日の水日を取得するに当たって、祭祀の際に両社が支払うべき水利工事のお金を代わりに支払ったということである。「水日」の「売買」と述べてきたが、売る側と買う側が異なる立場であることに注意を払う必要がある。売る側は「水日」（1 年間分の利用権）を売って、もらったお金は「四社五村」の水利工事費に充当し、営利あるいは利得動機とは無関係である。一方、買う側は、井戸水に比べて安価な峪水を手に入れるため、お金を出してその水の 1 年間の利用権あるいは 1 年間分の水量を手に入れ、その水を新たに形成された生活用水システム運用のための水源に充当した。これは一種の利得動機にもとづく行為であるが、灌漑用に回されなかった点では「四社五村」の峪水に関する「不灌漑制度」を動揺させるものではなかった。しかし、この主社村間の「水日」の売買は、水の配分を調整するものであったので、主社村間の「借水」は行われなくなった。

3.4 輪番治水と祭祀

供水ステーションの建設とその請負制による運用によって、従来の主社村の排行制による序列関係が破れ、請負人 WBH を中心とする新たな水供給・管理関係が形成された。さらに、「老大」仇池社と「老二」南李荘社はすでに井戸水に依存していることもあって、四社による輪番治水も機能しなくなった。

一方、祭祀は、依然として四つの社によって排行制に則って輪番で毎年行われた。祭祀の内容は山峪から分水亭までの水路をめぐる前年度の工事と費用のチェック、そして今年度の工事費を集金することであった。宴会と演劇も行われた。費用負担については、これまで通り、工事費はそれぞれの「水日」により決め、宴会費は執政社が負担するというルールである。しかし、水利工事に関する労力の割り当ては、人を雇う形で済ませることになった。ここにも市場経済的関係の浸透があらわれている。

3.5 小括

表 1 にまとめたように、供水ステーションと機械井戸の出現によって、義旺社を中心とする新たな生活用水システムが形成された。また、主社村の排行制による序列関係が破れ、輪番治水も働かなくなった。水利用慣行については、「借水」がなくなり、「水日」売買を通じた水配分という大きな変化が起こった。一方、不灌漑制度の維持、祭祀を四つの社が輪番で主催する点では、「四社五村」水利自治組織が維持された。また、新た

な生活用水システムにおいては、水料金を徴収できたのは付属村のみである点で、主社村と付属村の間には未だに不平等な関係があると考えられる。

表 3 義旺社を中心とする新たな用水組織の形成と「四社五村」水利制度の変容

新技術	村落構造 の変化	水利用慣行の変容	「四社五村」水利制度 の変容
<p>・義旺社に 供水ステ ーション と機械井 戸を建設</p> <p>・機械井戸 をもつ主 社村：仇池 社、南李荘 社、義旺社</p>	<p>・義旺社を 中心とす る新たな 生活用水 システム が形成</p> <p>・主社村間 の序列関 係がやぶ れた。</p>	<p>「水日」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間内、排他的に水資源 を取得する権利 ・水利工事費の分担の根拠 ・「水日」の「売買」が生じた。 	<p>・「水日」の売買を通して、 峪水を利用しない仇池社 と南李荘社は自分の負担 すべき水利工事費を義旺 社の WBH に負担させた。</p> <p>・買った水の用途は生活用 水に利用されたため、「不 灌漑制度」は依然として働 いている。</p> <p>・輪番で祭祀を主催するこ とは変化しなかった。</p> <p>・水料金を徴収できたのは 付属村であり、主社村-付 属村は未だに不平等な関 係がある。</p> <p>・「四社五村」水利制度は 解体にはいたらなかった。</p>
		<p>祭祀</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輪番で祭祀を主催する ・小祭 <p>内容：会計審査、水利工事チェッ ク、工事費の見積もり、しかし、 労力については、割当て→人を雇 う。</p> <p>参加人員：主社村の社首達</p> <p>祭祀儀式：「老大」から「老五」の 順で、参拝する。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・大祭 <p>内容：会食、演劇、工事費の現場 集め</p> <p>参加人員：主社村以外、付属村の リーダー層も参加できる。</p>	
		<p>輪番治水が働かなくなった。</p> <p>「借水」が消失</p> <p>不灌漑規則が働いている。</p>	

出所：筆者作成

4. 2015年以降の「四社五村」—機械井戸の普及と「四社五村」水利組織の解体

4.1 「四社五村」から「三社四村」へ

筆者は、2015年～2017年、内山らの研究グループに参加して実地調査を行った。そのヒヤリングの結果、「四社五村」の付属村を含む15村落のうち、機械井戸を持たない村は、2015年には杏溝社、孔洞村と劉家荘の3つのみであることがわかった。これら3つの村は、どれも霍山の断裂帯上にあり、井戸を掘り水を得ることが技術的に困難だったからである。これらの村々は、図6のように、それぞれ湧水や既存の水源池を利用し水利施設を再構築した。杏溝社は洪洞県政府の出資で霍山の南峪にパイプを設置して¹⁰³、孔洞村は分水亭から、劉家荘は水源池から、取水することとなった。また、2015年に供水ステーションを利用しているのは義旺社のみとなったので、供水ステーションの請負人である義旺社の社首は、もはや仇池社と南李荘社の「水日」を購入してはいない。その理由は、義旺社の4日間の「水日」で足りなくとも、機械井戸で必要な用水を十分に確保できるからだと言う。

一方、2015年には、杏溝村の副村長 YEW は、仇池社と南李荘社の「水日」を買い、自分が栽培するクルミ果樹への灌漑に利用した。しかし、こうした行為がかえて杏溝村の生活用水の不足を引き起こしたため、杏溝村の村民が「四社五村」の水利制度、不灌漑制度を盾に、YEW による峪水の灌漑利用を止めさせた。

2016年になると、杏溝社は、洪洞県政府の出資で霍山の南峪にパイプを設置して取水することによって、2015年のような用水不足の問題を解消した。そして、この2016年、YEW は仇池社の8日間の「水日」を約4200円で買い、近隣の閻家荘（「四社五村」水利組織に参加していない村落）に8000～10000円で転売した。しかし、2016年後半には、地方水利局が義城村（近隣の「四社五村」水利組織に参加していない村落）と閻家荘の間にパイプを整備し、閻家荘が義城村（義城村は川がある）から直接に引水できるようにしたので、YEW は水の転売ができなくなった。

また、2017年の祭祀の際に仇池社が退社することになった。退社の理由は次のようなものであった。この間、「水日」に応じた4000元の水路維持費用負担金を「水日」の売買によってまかなってきたが、前年の2016年で買い手がなくなった。このままでは、峪水を利用しないにもかかわらず負担しなければならないので、退社することにしたと言う。

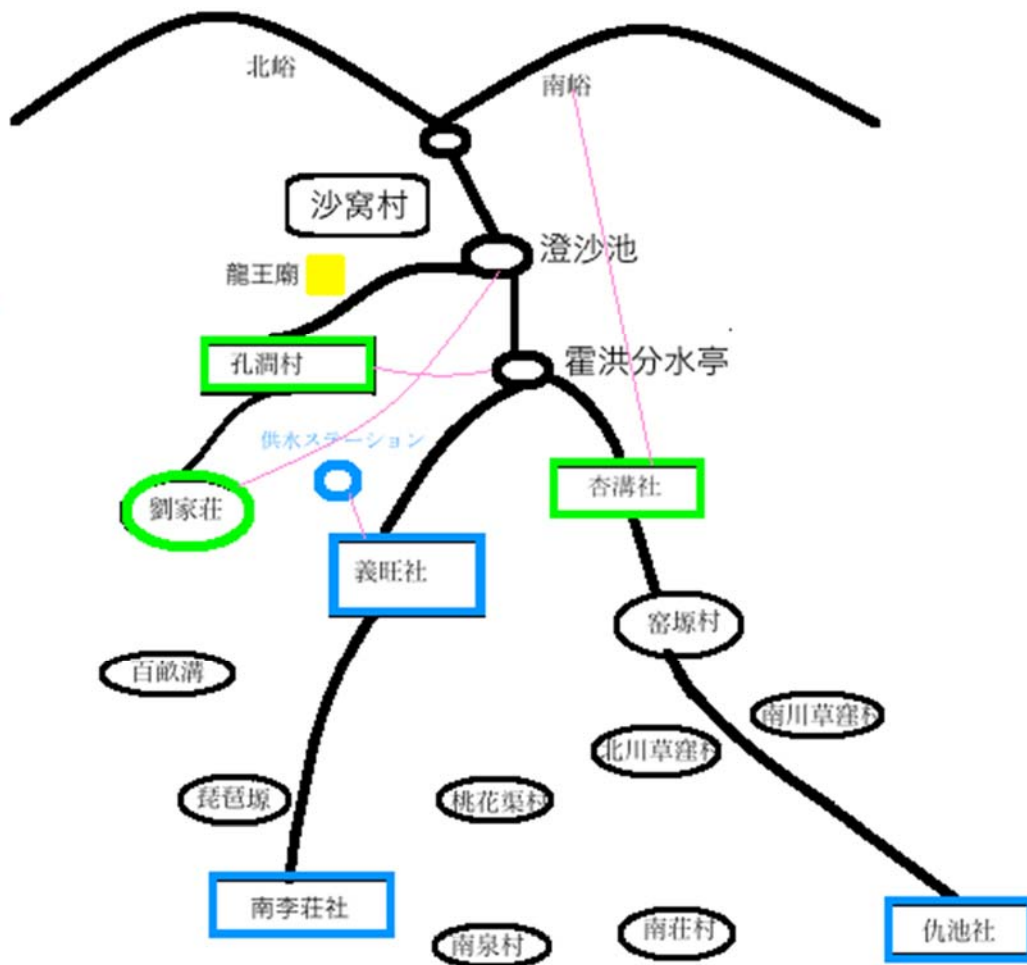


図6 2015年以降の「四社五村」用水図

出所：筆者作成

注：緑は湧水や既存の水源池を利用し水利施設を再構築した主社村と付属村

こうして、「四社五村」は南李荘社、義旺社、杏溝社と孔澗村の「三社四村」へ変わった。仇池社の8日間の「水日」は、これら4つの主社村に均等配分された。さらに、「中国内陸農村訪問報告書(10)」¹⁰⁴によると、2019年に、南李荘社も脱退し、「四社五村」が「二社三村」、すなわち、義旺社、杏溝社、孔澗村に変わった。

4.2 「水日」の売買について

ここで、「水日」の売買に関して、ふり返りながらまとめておこう。80、90年代、「老大」と「老二」が機械井戸を導入し、これより、「老二」の南李荘社が自分の付属村に「水日」を売ることが始まった。2000年代に入ると、供水ステーションの出現を機に、

主社村の間での「水日」の「売買」が生まれたが、不灌漑規則は維持されていた。

しかし、2015年になると、「水日」売買の性格が大きく変化した。主社村間の「水日」売買の場合、売る側の仇池社の目的は水利工事費の捻出であり、依然として利得動機ではないが、買う側の杏溝社 YEW は購入した峪水をクルミ果樹への灌漑のような農業生産に利用し、あるいは利得のために転売するなどしていた。さらに、購入した峪水が灌漑用に利用されるということは、「四社五村」水利用制度の根幹である「不灌漑」という規則が効力を失ったことを意味している。また、ここでの「水日」の売買は村と村の間ではなく、村と個人の間で行われたものである。この種の売買を通して共有の峪水が私有化・商品化された。しかし、この「商品」は1年間の期間限定利用権であり、「四社五村」の水配分には問題を起こさなかった。

2017年に、仇池社は「水日」の買手がなくなったため、「四社五村」水利自治組織から脱退することにした。そのことを逆に考えれば、「水日」の売買が可能であったことが「四社五村」水利組織の解体を遅らせたということである。仇池社は、すでに峪水が必要としていないにもかかわらず、「水日」の売買を通して買手に自分の水利工事費を負担させることが可能であるから、「四社五村」水利組織に残っていた。「水日」の売買が行われていなければ、仇池社の脱退はもっと早く起こっていただろう。

4.3 「四社五村」組織の解体

4.1 で紹介したように、「四社五村」は「三社四村」、「二社三村」へと変化した。2015年の調査で、機械井戸の普及に伴い、ほとんどの村は必要な用水を機械井戸から汲み上げた井戸水でまかなうこととなったことがわかった。機械井戸を持たない村もそれぞれ新たな水源を確保できたことから、供水ステーションをベースとする複数村落にまたがった生活用水システムは解体した。さらに、2017年に仇池社が離脱し、「四社五村」水利自治組織は主社村レベルから解体がはじまり、同時に、新たに「三社四村」の主社村組織、すなわち機械井戸水に依存する南李荘社、義旺社¹⁰⁵と機械井戸を持たない杏溝社、孔澗村からなる組織として再構築された。2019年には南李荘社も離脱したため、残されたのは峪水を利用する義旺社、杏溝社、孔澗村からなる「二社三村」であった。

一方、2016年に、「四社五村」の祭祀は山西省の無形文化財として認定された。2018年の祭祀には、すでに脱退した仇池社も参加した。この祭祀では、主社村の間で、脱退した村は今後も祭祀に参加し続けること、しかし水利工事費を負担する必要はなく、主催社の時のみ祭祀の宴会費を負担すれば良いという合意がなされた¹⁰⁶。こうして、祭祀が無形文化財と認定されることで、形骸化した「四社五村」が維持されることになった。

4.4 小括

機械井戸の普及は「四社五村」水利自治組織に大きな変化をもたらした（表 4）。従属的な地位にあった付属村は独立し、義旺社を中心とする供水ステーション・生活用水システムが崩壊した。全体としての水供給量が増加したことから、灌漑を利用した農業の発展がはじまった。さらに、水利工事費をさまざまな方法で捻出してきた「四社五村」主社村グループは、仇池社の脱退で遂に解体が始まったが、残る主社村によって、新たに「三社四村」を経て、「二社三村」主社村組織として再構築され、大きく変貌しながら峪水利用制度として継続している。

表 4 機械井戸の普及と「四社五村」水利制度の変容

新技術	村落構造の変化	水利用慣行の変容	「四社五村」水利制度の変容	
<ul style="list-style-type: none"> ・機械井戸の普及により、井戸を持たないのは杏溝社、孔澗村と劉家荘の3村である。 ・杏溝社、孔澗村と劉家荘はそれぞれ新たな水源を確保できた。 ・峪水を利用するのは義旺社、杏溝社、孔澗村と劉家荘である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付属村が独立 ・義旺社を中心とする供水ステーション・生活用水システムが崩壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・買手がいなくなったため、「水日」の売買ができなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「水日」の売買ができなくなったため、仇池社が離脱し、「四社五村」が解体し始めた ・同時に、新たに「三社四村」を経て、「二社三村」として再構築された。 ・不灌漑規則が失効 ・祭祀が山西省の無形文化財と認定されたことで、形骸化した「四社五村」が維持される 	
		<ul style="list-style-type: none"> 祭祀 		<ul style="list-style-type: none"> ・山西省の無形文化財と認定された。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「水日」の売買を通して取得した峪水を農業生産に利用した。また、利得のために転売された。 ・「不灌漑制度」が失効 ・水資源の商品化が始まった。 		

出所：筆者作成

5. 水利用の総過程の視点による分析

以上、「四社五村」の水利自治制度の変容を、近代化（政府の政策、新技術の導入、市場経済の浸透）の影響のもとに捉えた。以下では、第一部の総説で、山西省を対象に民間を主体とする水利社会の研究において取り上げられなかったシステムの外部状況、特に経済状況、人口状況を加えて、3要素を加えて、「水利用の総過程」の視点から、水利施設の維持管理と水の配分制度を含めて、建国後から2019年まで、「四社五村」水利制度の変容過程を対象に、その背後に働く変化と安定のメカニズムを分析する。

5.1 「四社五村」の経済状況と人口状況について

第2部第3章で表2をとりあげた際に述べたように、「四社五村」の経済状況に関わるデータは乏しく、主に参考になるものとしては董曉萍・藍克利らの調査によるデータのみである。ここで、董曉萍・藍克利らが調査した時に作成した表をもとに筆者が変形した表2を再掲したい。図7～図9は、同様に董曉萍・藍克利らが調査した時に作成した表に基づいて筆者が作成したものである。

表2 2001年「四社五村」の経済状況と人口状況

所属主社村	主社村名	付属村	人口	戸数	耕地(畝)	一人あたりの土地面積(畝)	一人あたりの平均年収(元)
仇池社	橋東村		1100	235	2000	1.8	700~800
	橋西村		1500 (1958年621人)	350	3880	2.5	700
		南川草窪村	500	95	800	1.6	200
		北川草窪村	340	79	1000	2.9	100
南李荘社	南李荘社		801 (1958年300人 1990年600人 1995年698人)	310 (1995年200戸)	1870	2.3	500
		琵琶塬	560 (1962年156人)	120 (1962年40戸 あまり)	1300	2.3	600
		百畝溝	540	110	1100	2	200
義旺社	義旺社		1000 (1990年700人あまり)	250	2000	2	1000
		桃花渠村	110	30	330	3	400
		南泉村	100	30	400	4	300
		南荘村	120	40	300	2.5	500
杏溝社	杏溝村		1250	250	2200	1.8	700
		窑塬村	600	137	1300	2.1	200以下
孔洞村	孔洞村		370	70	1000	2.7	500
		劉家荘	850	260	1700	2	200
合計			9741	2366	21180	2.3	463

出所：董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、

2003年、p.397より、筆者作成

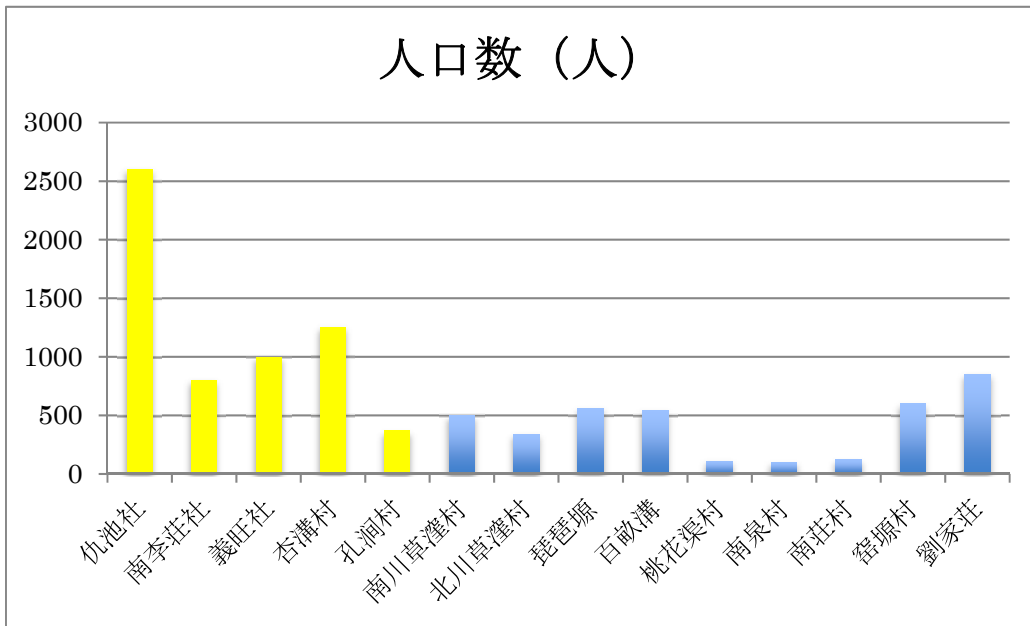


図7 2001年「四社五村」の人口状況

出所：董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、
2003年、p.397より、筆者作成

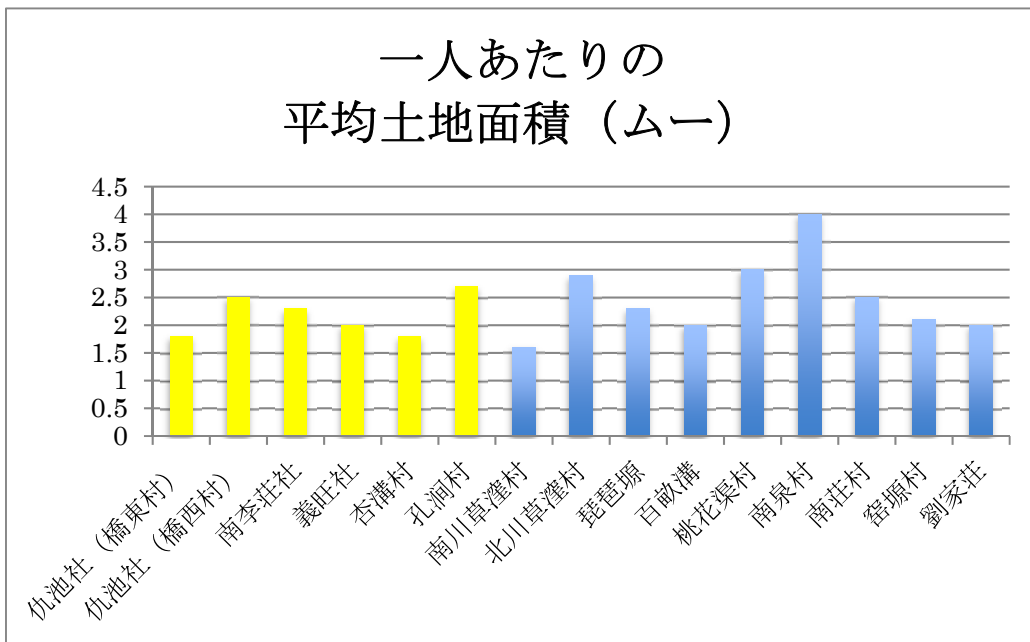


図8 2001年「四社五村」において村ごとの土地状況

出所：董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、
2003年、p.397より、筆者作成

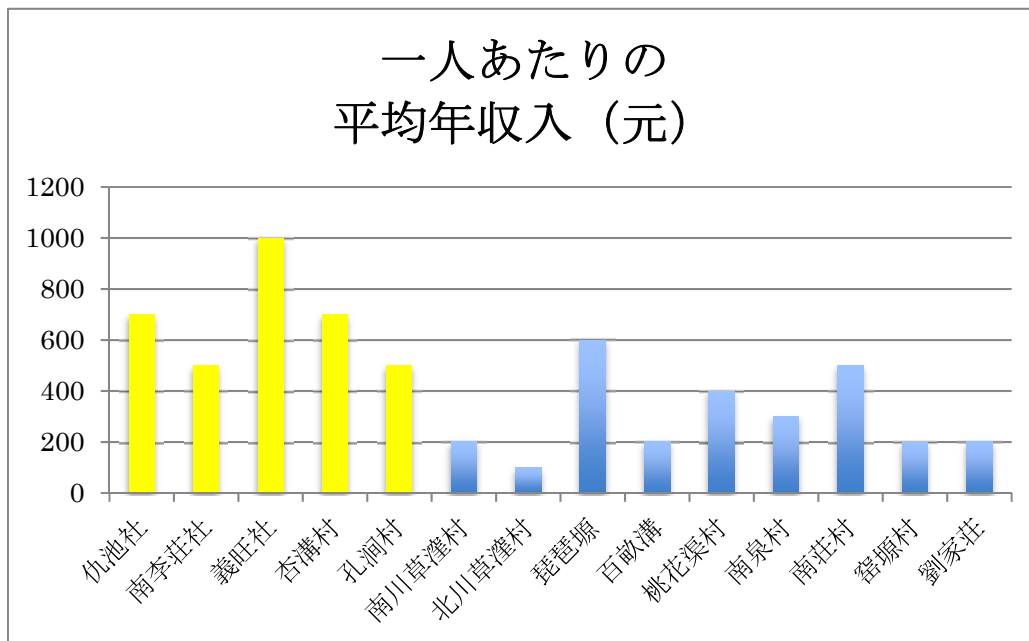


図9 2001年「四社五村」における村ごとの経済状況

出所：董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、2003年、p.397より、筆者作成

これらの図表に示されているように、2001年の時点の主社村の人口状況は、仇池社が橋東村と橋西村2村合わせて2600人であり、南李荘社が801人であり、義旺社が1000人であり、杏溝社が1250人であり、孔洞村が370人であった。「老大」の仇池社の人口が圧倒的に多いことがわかる。また、附属村の人口と比べて、孔洞村を除く主社村の人口がより多いことがわかる。一人あたりの平均の耕地面積については、1.6ムー～4ムーの範囲で、大きな違いは見られない。一人あたりの平均年収に関しては、主社村の一人あたりの平均収入が711元¹⁰⁷であるのに対して、附属村全体のそれは269元¹⁰⁸である。主社村の一人あたり平均年収は、附属村のおよそ2.6倍とである。一方、2001年の全国の農村住民の一人あたりの年間現金収入である1748元¹⁰⁹という水準と比べると、「四社五村」地域が中国の後進地域であることもわかる。

5.2 1990年代まで「四社五村」の変化に対する分析

この部分では上記のデータに基づいて、1990年まで「四社五村」に起こった変化について分析を行いたい。

5.2.1 建国後～1970年代までの「四社五村」の変化と仇池社によるダム建設

前述したように、建国後から1970年代まで「四社五村」において起こった変化は3回の水路改修工事とダム建設である。3回の水路改修工事、特に2回目の水路改修工事によって「四社五村」が利用してきた水を周辺村落も利用できるようにしたことは、他の新規水源の開発がない状況では、「四社五村」の人々からの反発（配水幹線の破壊）を招いたのは当然のことである。最終的にこうした改修工事は失敗し、「四社五村」の水利制度を動揺させることはなかった。

1970年代に「四社五村」行ったダム建設は、新規水源を開発することで「四社五村」の渇水状況を緩和させた。その事業を実施したのが「老大」の仇池社であった。他の村ではなく仇池社であった理由としては、以下が考えられる。まず、それが「老大」である仇池社のリーダーとしての役割であったと思われる。そして、当時の仇池社の社首DBYが政府幹部であることも関係があると考えられる。また、仇池社はダム建設に要する投資を実施できる経済力があり、自力で資金を調達することができた。さらに、仇池社は一番下流地域に位置するので、そこでのダム建設が「四社五村」に対して悪影響を及ぼさないことも理由であろう。しかし、このダムは干上がってしまい、1970年代のダム建設による新規水源の開発という外的条件の変化が「四社五村」の水利制度に影響を与えることはなかったと考えられる。

5.2.2 1980、90年代の機械井戸の導入

1980年代、90年代に、「老大」の仇池社と「老二」の南李荘社がそれぞれ自力で機械井戸を建設した。「老大」の仇池社は、機械井戸の建設費をまかなうために、自分の付属村である北川草湊村にこの井戸水を買わせた。「老二」の南李荘社は、自分の「水日」を付属村に貸すかわりに水路の維持管理費用を付属村に負担させ、さらに水利工事と無関係の資金と労役も付属村に割り当てた。このように、機械井戸を導入したことを契機に変化が起こった。

一方、当時の経済状況については、再掲した表2の2001年のデータに基づいて検討をせざるを得ない。

表2によると、2001年の時点で、機械井戸を持たなかった杏溝社の一人あたり年間収入（700元）は、機械井戸を導入した南李荘社の500元を超えた。また、同じく機械井戸を持っていなかった義旺社の一人あたり平均年間収入額が機械井戸を持った仇池社と南李荘社を超え、「四社五村」のトップになった。このことから、恐らくこの時期、導入された機械井戸の水は主に生活用水として利用されに、灌漑への利用が進まず（もし井戸水の灌漑利用があっても、小規模の範囲だろう）、そのため、井戸水利用が収入

を増大させる効果はなかったと思われる。また、『不灌而治』によると、この時期、仇池社と南李荘社がともに坡池を使用すること¹¹⁰もあったため、「四社五村」の水資源状況が機械井戸の導入によりある程度緩和されたが、依然として水不足の状況にあったと考えられる。

人口状況についても表 2 の 2001 年のデータを参考に検討する。表 2 によると、仇池社の橋西村の人口は 1958 年の 621 人から機械井戸導入後の 2001 年の 1500 人に伸び、南李荘社においても、その人口は 1958 年の 300 人から機械井戸導入後の 2001 年の 698 人に増加した。伝統的「四社五村」の時期から 2001 年までにこの 2 つの村の人口は大きく増大した。こうした増加人口を支えたのは機械井戸による水だろう。なぜならば、前述したように、峪水のみを水源とすれば、それが支えることができる人口は限度があるためである。

このように、1980 年代、90 年代に 2 つの主社村において機械井戸が導入されても、人口増加もあって水不足状況が依然続いたため、「四社五村」の水利制度については「不灌漑」制度のほか、「水日」による水配分、「借水」制度、祭祀制度が維持された。一方、機械井戸を導入した 2 つの主社村は、それぞれの附属村に対して、従来の水に関わる支配的地位をテコに、機械井戸の建設費や水路の維持管理費（「水日」に応じた部分）を水売買の形で要求し、調達するようになった。

5.2.3 小括

1980 年代、90 年代に 2 つの主社村に機械井戸が導入されたことにより、「四社五村」の渇水状況はある程度改善できたが、水不足の状況が依然続き、峪水の利用と「四社五村」水利制度が継続されたと思われる。一方、機械井戸を導入した主社村は、その附属村に対して、水売買の形で水利施設の建設費（機械井戸の建設）と維持管理費（水路幹線）を調達するようになった。このように、この時期の新技术による水資源の開発は、「四社五村」の水不足状況を根本的に解決することはできず、主社村における「水日」による水配分の制度には影響せず、その影響は主社村-附属村の間にとどまった。

5.3 2000 年代以降の「四社五村」の変化について

2002 年に、政府の投資により、義旺社で機械井戸と供水ステーションが完成した。そして、「四社五村」に、請負人である WBH を中心とした新たな生活用水システムが形成され、一方、機械井戸による灌漑システムも始まった。この時期、主社村において「水日」の売買という大きな変化が起こった。「水日」を売る側は「水日」（1 年間分の利用権）を売って、もらったお金はあくまで「四社五村」の水利工事費の充当を目指す

ことであるのに対して、買う側の請負人である WBH は利得動機に基づく水の販売事業を展開した。

5.3.1 新規機械井戸の導入と「四社五村」の水資源状況に関して

2000 年代～2015 年までは、義旺社に新規機械井戸の導入されたことによって、「四社五村」において機械井戸を持つ村は 3 つの主社村となった。すなわち、「老大」の仇池社、「老二」の南李荘社と「老三」の義旺社である。この時期、仇池社と南李荘社は既に機械井戸の水でまかなうようになっていたため、「水日」によって配分された水はいらなくなった。このように、2 つの主社村が余剰水を持つようになった。これに対して、WBH を中心とする新たな生活用水システムが仇池社と南李荘社の「水日」を購入することになった。なぜ WBH がこの 2 社の「水日」を購入したのか。2015 年～2017 年に筆者が調査した際、WBH は「水が足りない」からと答えた。また、前述の調査グループの資料（「中国内陸農村訪問調査報告（3）」）によると、渇水の時には、新たな生活用水システムの運営者である WBH が以下のような対応を行った。

「この供水ステーションは 5 つの村（義旺社と孔洞村、そして付属村である劉家荘、柏木溝村、琵琶園村…筆者）に供水している。この小屋（供水ステーションがある部屋…筆者）の中に 1 村ずつで 5 つのバルブがある。水不足の時には、各村に順番に定刻で供水する。大きい村には多く送り、小さい村には少なく送る。その時には各村の水管理者と相談し、釣り合いをとる。」¹¹¹

「今年（調査の時点は 2011 年 8 月 22 日、筆者注）の春は水不足で、流量は 2 寸にも足りなかった。その時も、村に定刻で供水した。現在では雨が降って、一日中に供水できる。」¹¹²

このように、仇池社と南李荘社が余剰水を持つようになった一方、新たな生活用水システムは依然として水不足の状況に直面していた。こうした状況のもとで、水の配分に関して「水日」を基にそれを売買する形で調整が行われたのである。その主体となったのが WBH であり、供水ステーションと機械井戸を請負い、新たな生活用水システムの運営だけでなく、水販売を展開した。以下、WBH による水の独占市場の展開について議論を行いたい。

5.3.2 水の独占市場の展開

（1）WBH が請負人になった経緯

WBH が請負人になった経緯は、「華北農村訪問調査報告（6）」¹¹³によって紹介された。その内容をまとめると、以下の通りである。

2002年に供水ステーションができた時にWBHは請負人となった。請負う際に、その条件として、毎年水利局に両費(高額なメンテナンス費、減価償却費)を納めるほかに、水の提供価格について水利局の規定、即ち、1m³あたり1.8元という規定を受けることを要求された。WBHは、これらの条件を受けた上で請負人となった。当初、請負人の候補者としてWBH以外にもう一人の申請者がいたが、WBHが水利局との良い関係を背景に、結果的に請負人として選ばれた。そして、WBHが請負人になったことから、それまで村の放水員であった彼が義旺社の社首になった。

(2) 請負った水利施設(供水ステーションと機械井戸)の維持管理費について

WBHが請負人になった当初は水利局に1万円を払ったが、毎年のメンテナンス費に関しては、実際には経費の大半は水利局が負担した。2011年の調査資料¹¹⁴によれば、水利施設と設備のメンテナンス費用に関してはほぼ市の水利局より支給され、WBH自身は年間約2000元だけを水利局に上納して少額のメンテナンス費だけを負担したことが明らかである。さらに、2013年の調査資料では「毎年の水道のメンテナンスの費用は私(WBH)が負担するが、その後水利局に申請するので、実際はこの費用は水利局が出す」¹¹⁵というWBHへのインタビューの話があったので、請負人WBHの負担はごく少ないと断定できるであろう。

(3) 機械井戸の水の販売事業

WBHが請負人になってから、新たな生活用水システムに対して水を供給する他に、様々な形で機械井戸による水の販売事業を展開した。

① 高速道路のサービスエリアへの水販売

「中国内陸農村訪問調査報告(3)」の中に、2011年WBHへのインタビューには以下の記述があった。

「以前、高速道路のサービスエリアに水を供給し、立方1.5元で、かなり使用量が多いので、年間の収入は2万円ぐらい。現在、サービスエリアは井戸を持っているが、一部はまだ私の水も使うので、年収は2万円ぐらい。」¹¹⁶

現在、この水の販売事業は、高速道路のサービスエリアに機械井戸が導入され水が十分であることから、終了を迎えた。

② 高速道路でのトラックへの水販売事業

2017年に筆者が参加した調査の際に、WBHと同行して高速道路でのトラックへの売水活動を見た。そのことは「中国内陸農村訪問調査報告(9)」に記載している。以下はその内容の引用である。

「エンジンの冷却用として大型トラックには10元、小型トラックには5元で売っている。1日100～200元の収入。(WBHの)叔母が水の販売を担当。いつもは妻がするが、娘を幼稚園に通園させるため叔母に頼んでいる。」¹¹⁷

③リンゴ栽培の展開とリンゴ栽培へ灌漑用水の販売

さらに、2015年～2017年の間、筆者がWBHに行ったインタビューによると、WBHは、請負人になって以来、義旺社のリンゴ栽培農家に機械井戸水を販売してきたという。価格については、1時間あたり40～50元であった。

一方、義旺社に機械井戸が導入されてから、その農業生産には以下のような変化が起こった。

生産する穀物が小麦からトウモロコシへ変わった。「義旺村は昔小麦を栽培したが、4、5年前からトウモロコシを栽培し始めた。トウモロコシのほうは収益がいい。」¹¹⁸からである。こうした農業生産に関して毎年のデータがないため、2015年調査時のデータをベースに、およその状況を把握することにしたい。2015年の調査によると、トウモロコシの生産量は1ムーあたりおよそ850～900kgであり、同年の出荷価格は0.45元/kgであり、2014年の出荷価格は0.55元/kgであった。トウモロコシの1ムーあたりの売上は、2014年の価格で計算すると、467.5元～485元であった。また、トウモロコシ栽培に関して灌漑は行われなかった。

一方、機械井戸導入により、義旺社でリンゴ栽培が始まった。2015年の調査によると、リンゴ1ムーあたりの収入は7000～8000元であり、多い場合には10000元を超えるものもあった。また、2016年の調査では、義旺社のリンゴの栽培面積が村の土地面積の約1/4((400～500ムー)を占めたことがわかった。さらに、2018年の調査グループの調査¹¹⁹によると、義旺社にリンゴ保存用の冷蔵庫が建設された。その冷蔵庫でリンゴを保存し季節をずらして出荷することで高く売ろうと図られた。また、この冷蔵庫の建設費用は総額が約80万元であり、そのうち70%の資金はSが提供し、残りの30%はSの友人からの借金であった¹²⁰。一方、Sのリンゴ栽培面積は4ムーであった¹²¹。

このように、義旺社では、2000年代、機械井戸の導入によりリンゴ栽培を中心とする灌漑農業も展開した。こうした灌漑農業(リンゴ栽培)は天水によるトウモロコシ栽培と比べて、1ムーあたりの売上が10何倍のひらきがあった。このように、機械井戸による灌漑農業の展開により、今後農民層分解がますます進むだろう。また、売上を高めるために資本を投下し、保存用の生産設備を建設し、市場経済的経営方式も展開したといえるだろう。これからリンゴ栽培の拡大も進行することも予測できるだろう。

2016年の調査結果として紹介したように、義旺社のリンゴの栽培面積が村の土地面積の約1/4(400～500ムー)を占めることとなった。このことを考慮すると、WBHの

リンゴ栽培への灌漑用水販売はさらに儲かると推測できる。一方、WBH はリンゴ栽培を行わず、トウモロコシだけを栽培した。その理由は、WBH へのインタビューによると、水に関わる仕事が忙しいからである。これも水が儲かる証拠であろう。

このように、WBH が機械井戸の請負人としてその井戸水の独占が可能であり、その水の独占市場を形成して、様々な水の販売事業を展開し、利得動機に基づいて良い収入を得ている。

(4) 峪水を対象とする水の独占市場

上記(3)で、機械井戸水を対象に、WBH による井戸水の独占販売について紹介した。この部分では、WBH を中心とする新たな生活用水システムにおいて、WBH による峪水の独占市場の形成について検討を行う。

①新たな生活用水システムの供水方法と水源について

前述したように、WBH は、供水ステーションと機械井戸を請け負うことで WBH を中心とする新たな生活用水システムを形成した。その生活用水システムの水源は、峪水と機械井戸水の 2 つからなる。干ばつなどにより峪水に水不足が生じた時には、機械井戸による水補充が行われた。調査では、WBH は、機械井戸の水に電気代がかかるのと比べて、峪水の使用にあたっては水利施設の維持管理費しかかからず安価であると答えている。そこで、できるだけ機械井戸の使用を抑えて、より多くの峪水を利用できるようにするため、仇池社と南李荘社の「水日」を買ったという。

供水方法に関しては、既に 5.3.1 で紹介したように、「中国内陸農村訪問調査報告(3)」に、以下の記述があった。

「この供水ステーションは 5 つの村（義旺社と孔洞村、そして付属村である劉家荘、柏木溝村、琵琶園村…筆者）に供水している。この小屋（供水ステーションがある部屋…筆者）の中に 1 村ずつで 5 つのバルブがある。水不足の時には、各村に順番に定刻で供水する。大きい村には多く送り、小さい村には少なく送る。その時には各村の水管理者と相談し、釣り合いをとる。」¹²²

3.2 で述べたように、供水ステーションは峪水をベースに、不足分を井戸水でおぎなうて、主社村である義旺社と孔洞村、そして付属村である劉家荘、柏木溝村、琵琶園村に供水していた。一方、洪洞県側の主社村の杏溝村とその付属村である窑園村は峪水だけを利用していたが、その配分も義旺社の社首 WBH により実施されていた。WBH が請負制を基に新たな生活用水システムの中核となった。

一方、この新たな生活用水システムは主に「峪水」を使用するため、従来の「四社五村」の「不灌漑」制度や「水日」による水配分制度が依然として働いた。新たな生活用

水システムにおいても、主社村である義旺社、杏溝社、孔洞村が「水日」を持つので、峪水については、それぞれの「水日」に応じた水利施設の維持管理費を負担した。

しかし、渇水の時には、WBH が、この新たな生活用水システムに対して、自分が請け負った機械井戸を使用して水補充を行った。そうすることで電気代が発生するため、その費用を水料金の形で新たな生活用水システムに関わるすべての村から徴収しようとした。しかし、こうした水料金の徴収をめぐるトラブルが生じた。その代表例としては WBH と義旺社とのトラブルが挙げられる。

②水料金をめぐる WBH と義旺社とのトラブル

「中国内陸農村調査訪問報告 (2)」¹²³と「中国内陸農村調査訪問報告 (5)」¹²⁴によると、このトラブルは以下のように展開した。

2006 年～2009 年、WBH が義旺社の社首になった時期であって、その時には奉仕として無料で義旺社に水を供給した。しかし、2009 年、村幹部の入れ替えの時に、WBH は社首を続けることができなかった。それから、WBH は義旺社にたいして、峪水が足りない時に機械井戸を使うためかかった電気代として、水料金の支払を主張した。しかし、当時の社首はそれを納得せず、昔の「四社五村」の水利制度の回復を主張した。この村長の主張については、「水日」を持つのでそれに応じた水利経費を祭祀の時に納めているのだから、改めて WBH に払う必要がないと考えたと解釈できるであろう。その結果、一時期、WBH が義旺社にたいして断水をおこした。さらに、こうした事態が殴り合いにまで発展した。最終的に、この社首（この社首は自分の建設会社を持つ有力者の一人であった）が村全体の水料金を払うことで解決した。そして、この後、村の水料金を負担することが義旺社の社首になる条件となった。

2016 年に水料金の具体的な金額に関して調査をしたが、義旺社の社首の負担額は 3000 元～5000 元であった。義旺社については、主社村として「水日」に応じた水利管理費は約 1000 元であったので、非常に多額になっている。また、「中国内陸農村訪問調査報告 (5)」によると、2013 年の WBH へのインタビューでは、水料金を徴収できた 3 つの附属村、それぞれの金額は、劉家庄 5000～7000 元、琵琶園 3000 元、柏木溝 3000 元であった¹²⁵。

また、この間、義旺社の人口があまり増加してなかった（前述した董曉萍・藍克利らの調査の 2001 年の人口は 1000 人であるが、2015 年～2017 年の調査の際に聞いた人口も 1000 人あまりであった）ことや、峪水を利用する村の数がへっていることから、機械井戸の水を利用する必要があるのか、大いに疑問である。実際、調査の時に WBH が峪水に関して「水が足りている」と回答した。こうしたことを考えると、WBH が、実際の水利用や電気代、「水日」購入費などの中身を公表せず、旧来の峪水の維持管理

費の何倍もの価格で水料金を徴収したことは、WBH が利得動機に基づいて行動したためと言えるだろう。また、2013 年、2016 年調査の水料金負担額を参考にすると、「水日」を持たなかった 3 つの附属村が不必要に高額な金額で水を購入させられたことも十分に考えられる。

③分析

このように、2000 年から、村の有力者である WBH は供水ステーションと機械井戸の請負人であることを利用して、機械井戸による灌漑システムに対して灌漑用水の独占が成立する一方、本来峪水と「四社五村」の制度を基盤としているはずの新たな生活用水システムにおいても水の独占者になったと言える。

当初 WBH が請負人になった時は、社首になったこともあり、奉仕として義旺社に生活用水を提供した。このことについて、WBH が「この機械井戸の建設はあくまで義旺社の名義により行われた」と話した。言い換えれば、こうした機械井戸の建設があくまで公益のために行われたことを WBH は理解しており、WBH が井戸水を利用して個人的に利得を得ることへの村民の反発を緩和するため、その手段として無償で村民に生活用水を提供したのであろう。このことで WBH が請負人であることは村の中で評価されただろう。このように、WBH が村民の了解を得た上での請負人として、事実上、機械井戸と供水ステーションの独占者となったともいえるだろう。

その後、村の幹部の入れ替で、WBH が社首を担当しなくなったことをきっかけに、WBH が機械井戸と供水ステーションの独占を通して、「水日」の購入とあわせて、灌漑システムと生活システムにおいて、水の独占者となった。その中で、特に生活用水システムにおいて、当時の社首が峪水に関する「四社五村」の制度をバックに、WBH による水の独占に対し反対したが、結局のところ、WBH の行動を止められなかった。

5.3.3 小括

2000 年代から 2015 年までの「四社五村」においては、義旺社に供水ステーションと機械井戸が建設されその運営のために請負制が実施されたことにより、WBH を中心とする新たな生活用水システムが形成された。また、義旺社における機械井戸による灌漑システムも展開した。機械井戸による灌漑によって、リンゴ栽培の生産性が伸び、市場経済的農業経営も発展した。一方、こうした経営が必要とする灌漑用水の提供は、請負制に基づいて WBH による水の独占供給として行われた。また、WBH は機械井戸を実質的に独占することで、その他の井戸水販売事業も行った。

WBH は、新たな生活用水システムにおいても、請負制を通して、実質的に供水ステーションと機械井戸の独占者となった。この生活用水システムの水源は峪水と井戸水が

使われたが、峪水が井戸水よりも安価であることから、WBHは「水日」を購入することで生活用水システムの水源を調達した。このように峪水を中心とする生活用水システムだったが、不足する時には機械井戸による水の補充を行った。本来、井戸水の調達は公益のためであったが、WBHが供給ステーションと機械井戸を実質的に独占したため、村民の反対を抑えて、生活用水をも独占的に販売する事業を展開することができた。

一方、この時期の峪水は、利用目的が依然として生活用水に限定され、すなわち、「不灌漑」制度が有効であり、その配分も「水日」によるものであった。そのため、WBHを中心とする新たな生活用水システムは、こうした従来の「四社五村」の水利制度を前提した上で、新たに建設した水利施設の請負制の実施により形成された。

また、WBHの「水日」の購入は、峪水を必要としなくなった主社村から1年間の取水権を購入したものであった。既に、主社村のうち、仇池社と南李荘社は峪水を利用しなくなっていたため、それらの余剰水が「水日」として売買され、WBHによる水配分の調整が行われたとも言える。

5.4 2015年以後の「四社五村」

2015年までに、政府の投資によって附属村まで機械井戸が普及した。これよりWBHを中心とする生活用水システムは解体した。2015年に供水ステーションを利用しているのは義旺社のみとなった。また、技術的理由から機械井戸を建設できない村としては、杏溝社、孔洞村と劉家荘の3つのみである。この時点で峪水を利用する村は、義旺社、杏溝社、孔洞村と劉家荘となった。また、4.1で述べたように、供水ステーションの請負人であるWBHが仇池社と南李荘社の「水日」を購入していないことや杏溝社のYEWが「水日」を購入することにより峪水の灌漑への利用や峪水の転売することを考慮すると、この時期の「四社五村」の峪水には余裕が出たと考えられる。つまり、峪水に余裕が出たことで「四社五村」水利用制度が動揺し、峪水の灌漑への利用がはじまった。これは、「四社五村」水利制度の根幹である「不灌漑」という規則が効力を失ったことを意味している。

一方、2015年、YEWによる峪水の灌漑利用が杏溝社（機械井戸を持てなかった）の水不足を招いたため、村民が「不灌漑」制度を理由にYEWのこうした行為を阻止した。その後、杏溝社は洪洞県政府の出資で霍山の南峪にパイプを設置して取水することによって、こうした水不足を解消した。その後、2016年には、YEWは、また仇池社の8日間の「水日」を約4200円で買い、近隣の閻家荘（「四社五村」水利組織に参加していない村落）に8000～10000円で転売した。しかし、地方水利局による水利施設の整備を通して一帯の水不足が解消され、転売先も水を購入する必要がなくなり、こう

した峪水の転売はできなくなった。

こうして、峪水の買い手がなくなったために、既に峪水を利用しなくなった仇池社と南李荘社の離脱が起こり、「四社五村」が「二社三村」（義旺社、杏溝社と孔洞村）として再構築された。仇池社と南李荘社の「水日」は「四社五村」に残った杏溝社と義旺社に無償で譲られた。

まとめると次のようである。機械井戸の普及により「四社五村」の水状況が大きく改善され、全体として水の余裕が出るようになった。この過程で「四社五村」水利制度の基幹である「不灌漑」制度を動揺させ、峪水の灌漑利用や水の転売が起こった。しかし、村民の反対や一帯の水不足解消により、こうした峪水の商品化は持続できなかった。峪水は再び生活用水の利用に戻された。このように峪水の利用が生活用水に限定されたことは、「不灌漑」ルールを基盤に「水日」による水配分を行う水利制度を「二社三村」として再構築する基盤を提供した。

6. おわりに—変化と安定のメカニズムの分析

以下では前章までの分析を総括する形で、「四社五村」の近代化過程における変容に対して、その背後に働く変化と安定のメカニズムを分析する。

建国後から1970年代まで、「四社五村」において、3回の水路改修工事やダム建設が行われたが、結果として、「四社五村」の水状況を変えることがなかったため、伝統的「四社五村」の水利制度はそのまま維持された。

1980年代、90年代には、2つの主社村に機械井戸が導入されたことで、「四社五村」の水資源不足はある程度緩和されたが、大きく改善されたとは言えなかった。そして、人口増加に対応して機械井戸の水は生活用水に充当しなければならず、灌漑利用は展開しなかったと考えられる。このように、灌漑農業の未展開により「四社五村」の経済状況に大きな変化は起こらなかったと思われ、利得動機も生まれなかった。また、機械井戸という新技術の影響は、それを導入した主社村とその付属村でとどまった。よって、この時期においても、「四社五村」の水利制度はそのまま維持された。

2000年～2015年の間には、義旺社に供給ステーションと新規機械井戸の導入されたことで「四社五村」水利制度に大きな変化が起こった。義旺社は、機械井戸によるリング栽培を中心とする灌漑農業が展開した。これが可能となったことから、この時期の「四社五村」の水状況は大きく改善され始めたと考えられる。灌漑農業の進展により、利得動機に基づく市場経済的農業経営も進展した。こうした農業生産から始まった経済状況の変化は、政府の請負制を通して水の配分にも反映を与えた。それが水の独占市場であ

る。WBH は、請負制により機械井戸を独占し、リンゴ栽培農家へ井戸水を販売する他、高速道路サービスエリアやトラックへの水販売も行った。

また、供給ステーションを利用する新たな生活用水システムが形成された。この生活用水システムは請負人である WBH によって運営されたが、峪水が井戸水と比べて安価であるため、より多くの峪水を使用できるように、仇池社と南李荘社の「水日」を購入しその水源を調達した。最終的には、供給ステーションと機械井戸を独占する請負人の WBH が、義旺社村民の反対を抑制しながら、新たな生活用水システムの水料金を徴収する形で利得動機に基づく峪水の販売も行った。こうして、機械井戸による灌漑農業の展開とともに、峪水を中心とする生活用水システムにも商品経済が浸透した。商品経済の影響を受けた WBH が、安価な峪水をできるだけ生活用水の提供に使い、よりコストがかかる井戸水はより利得を得られる灌漑事業などに回す事で、この時期、峪水の利用は生活用水に限定された。こうしたことが「四社五村」の「不灌漑」制度と「水日」による水配分制度を維持させた。また、既に機械井戸に依存した仇池社と南李荘社も「水日」の売買を通して組織に残った。

2015 年以降は次のようである。それまでに、機械井戸は付属村にまで普及した。主社村においては、地質的技術的理由から、機械井戸を持つのは依然として「老大」、「老二」と「老三」であった。しかし、峪水を利用するのは昔の 15 ヶ村から 4 つの村（義旺社、杏溝社、孔洞村と劉家荘）に縮小したため、水利用に大きな余裕が生じたと思われる。さらに、機械井戸の普及に加え、井戸を持たない村々もそれぞれ新たな水源を確保できたことにより、水利用にますます余裕が生まれ、水利用ルールが緩くなった。そのため、峪水の灌漑への利用と転売が生じた。しかし、村民の反対や一帯における水不足の解消によって、こうした峪水の商品化を継続することはできず、峪水は再び生活用水の利用に戻った。また、峪水の買い手がなくなったために、既に峪水を利用しなくなった仇池社と南李荘社の離脱が起こったが、峪水の利用を生活用水に限定し「不灌漑」を守る「四社五村」が「二社三村」（義旺社、杏溝社と孔洞村）として再構築された。

参考・引用文献

- 91董曉萍・藍克利『不灌而治—山西四舍五村水利文献与民俗』中华书局、2003年
- 92同上、pp.233~239
- 93同上
- 94同上
- 95同上、p.323
- 96同上、p.276
- 97水利部『關於实施農村飲水解困工程的意見』2001年、水農第353号
- 98河野正・前野清太郎・古泉達矢・田中比呂志「華北農村訪問調査報告(6)」『東京学芸大学紀要』人文社会科学系Ⅱ第66集、2015年、p.78
- 99内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(3)」長崎県立大学国際学部研究紀要第13号、2011年、p.264
- 100この点について、2016年、筆者が調査した時にWBH本人に確認した。
- 101内山雅生・三谷孝・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(2)」『長崎県立大学国際学部研究紀要』第12号、2011年、229ページ
- 102内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(3)」2011年、WBH氏へのインタビュー2、p.64
- 103四社五村は霍山の南峪と北峪から流れてきた雨水を重要な水源としているが、近年四社五村利用していたのは北峪から水であり、南峪の水を利用しないから。杏溝村は直接南峪から取水するから、ほかの村は何も言わなかった(2016年の調査より)。
- 104祁建民・佐藤淳平(弁納才一訳)「中国内陸農村訪問報告書(10)」『長崎県立大学国際学部研究紀要』、2019年第4号
- 105義旺社の社首WBH氏は「井戸水を灌漑用へ利用する方がもっと儲けられるから。井戸水を生活用水に補充すると機械井戸の電気代かかるので、コストを節約するため、できるだけ生活用水に峪水を利用したい」と述べた。
- 1062018年に関する内容は、紹介した研究グループの調査の録音データによるものである。
- 107計算方法については、各主社村の一人あたりの平均年収*その人数をその主社村の総収入とし、主社村の全体の合計値が総人口を割ることで主社村の一人あたりの平均収入とした。そのうち、仇池社の橋東村については、一人あたりの平均年収が700元となった。
- 108計算方法は主社村と同じである。窑塬村の一人あたりの平均年収が199元となった。
- 1092001年国民経済和社会发展統計公報」、中華人民共和国国家統計局より、http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/ndtjgb/qgndtjgb/200203/t20020331_30015.html2020年6月9日に2020年6月9日にアクセス
- 110董曉萍・藍克利、前掲書、p.254
- 111内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(3)」2011年 WBH へのインタビュー、p.264
- 112同上
- 113河野正・前野清太郎・古泉達矢・田中比呂志「華北農村訪問調査報告(6)」『東京学芸大学紀要』人文社会科学系Ⅱ第66集、2015年、pp.77~79
- 114内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(3)」長崎県立大学国際学部研究紀要第13号、2011年、p.264
- 115内山雅生・菅野知博・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(5)」『長崎県立大学国際学部研究紀要』第15号、2014年、p.15
- 116内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(3)」、p.265
- 117内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(9)」『長崎県立大学国際社会学部研究紀要』、2018年第3号、p.42
- 118内山雅生・菅野知博・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(5)」、p.15
- 1192018年の調査については筆者は参加しなかったが、調査参加者から情報を得た。
- 120内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(9)」、p.43

¹²¹同上

¹²²内山雅生・祁建民 「中国内陸農村訪問調査報告（3）」2011年 WBH へのインタビュー、
p.264

¹²³内山雅生・三谷孝・祁建民 「中国内陸農村訪問調査報告（2）」『長崎県立大学国際学部研究紀要』第12号、2011年、pp.227～229

¹²⁴内山雅生・菅野知博・祁建民 中国内陸農村訪問調査報告（5）」『長崎県立大学国際学部研究紀要』第15号、2014年、pp.14～15

¹²⁵内山雅生・菅野知博・祁建民 中国内陸農村訪問調査報告（5）」『長崎県立大学国際学部研究紀要』第15号、2014年、p.14

第四部 分析の総括－「四社五村」の変容・安定メカニズム

第二部と第三部の分析を総括すると、「四社五村」の変容・安定メカニズムは以下のように抽出できる。

(1) 新技術の影響

主社村-付属村の関係に関しては、機械井戸の普及により付属村が独立できたことを考慮すると、こうした関係に対して決定的な影響を与えたのは、市場経済の浸透よりも、新技術の導入であった。主社村間に関しては、技術的理由で、現在に至るまで、いくつかの村が機械井戸を導入できないでいることを考えると、新技術の影響は主社村にとって限定であったと考えられる。

(2) 市場経済の影響と住民の意識形態

主社村間関係としての「四社五村」の維持には市場経済的関係の成立が大きく影響した。「水日」の売買という市場経済的関係が成立したことで、主社村を中心とする「四社五村」構造を継続させることができたが、結局、水の希少性が失われ売れなくなり、主社村の離脱が起これ「四社五村」の解体へと向かった。

一方、2000年代になると、機械井戸による灌漑システムが展開し、利潤動機に基づく農業経営もますます進み、経済格差の拡大をもたらす中で、こうした利得動機をもってWBHの水販売事業が現れた。しかし、WBHがこのような利得動機を新たな生活用水システムに当てはめようとする、社首を中心に村民は旧来の「四社五村」制度に基づいて対抗した。さらに、2015年以降には、機械井戸が普及し、従来不足していた峪水に余裕が生じたことから、利得動機に基づいてYEWという1個人が「水日」を購入し峪水を灌漑へ利用した。この「不灌漑」制度を破る行動に対し、村民は、やはり伝統的「四社五村」制度を盾に氏の行動を止めた。

こうしたことから、市場経済関係は完全には「四社五村」に滲み込むことができず、峪水の利用目的を生活用水に限定するという制度の根幹が保たれた。言い換えれば、不完全な市場経済的関係こそ、主社村レベルの「四社五村」の維持に機能したとも言えるだろう。

さらに議論を深めて、なぜ市場経済が完全に「四社五村」に浸透できなかったかを考えてみたい。その理由は、峪水が長い歴史の間、共有の生活基盤であったことと関わると思われる。その結果、地域住民の意識形態において、峪水が必須の共有生活基盤であるということのある種の当たり前のこととする理解が共有されてきた。このような必須の共有生活基盤に関する意識を変えることは難しいと考えられる。こうした部分を変え

ようとする度に主社村住民の抵抗を招いた。さらに、現在でも、機械井戸を持たない村々が依然として峪水を使用することを考慮すると、こうした生活基盤は意識形態とともに、実在の形でもある。このことが、その再構築の基盤を提供していると言えるだろう。

(3) 政府政策の影響

2000年代から始まった政府政策、「飲水解困工程」では、政府は補助金によって新技術の普及を促進し、それによって「四社五村」水利制度に影響を与えた。また、政府が新技術の運用を請負制で行ったことで、義旺社の有力者を中心とする新たな水利用システムの形成を促し、「四社五村」水利制度の変質を招いた。しかし、いくつかの主社村が従来の共有生活基盤を必要とすることから完全な変質には至らず、「四社五村」の水利制度への政府政策の影響も限定的だった。

(5) 文化的要素

上述の生活基盤の点から、機械井戸を導入するまでの伝統的「四社五村」水利制度がなぜ変容しにくかったのか、もう一度検討しておきたい。当時は、経済状況や人口状況の安定という制度の外部要因の他に、峪水という共有の生活基盤を維持する必要性から、水不足に伴う水争いなど攪乱要因に対応できるように、まず、利害対立を最大限に抑制するために「不灌漑」制度を実施し、次に、水の配分を、「水日」による定量配分と「借水」という柔軟性のある調整の二面から行う制度を設け、第三に、村落間不平等構造を伝統文化を利用し合理化し、紛争を一定程度抑制し、第四に、祭祀活動を通して不平等構造の維持と組織全体の結合を再確認して、また、恐らく、生存を脅かすような深刻な水危機に合わなかったこともあって、「四社五村」の水利制度に変化が起らなかったと考えられる。

しかし、伝統的な時期に変容しにくかった「四社五村」も、近代化の過程において、機械井戸による灌漑システムが展開し、主社村間の序列関係が崩れ、「借水」制度が失効し、「輪番治水」も失効し、祭祀も形骸化し、さらに、水利用にますます余裕が生まれたことから「不灌漑」制度も動揺し、峪水の灌漑への利用と転売が行われるまでの大きな変容を遂げた。

要するに、「四社五村」は、外部環境が安定した時期においては、客観的共有生活基盤を維持するために、その水利目的を生活用水に限定し、水の配分方法も柔軟性のある制度を工夫し、水争いなどの紛争を抑えるために文化的要素を使い、村落間の不平等構造を合理化したが、近代化の過程においては、外部環境が変化するとともに、文化的要素が徐々に失われ、最終的には祭祀だけが残された。一方、水の配分制度に関しては、「借水」のかわりに「水日」の売買による調整が行われるようになったが、峪水にたいする共有生活基盤意識の働きより、「水日」や峪水の転売は一時的なものにとどまり、

完全な水の商品化まで展開することはなかった。

(6) 小括

「水利用の総過程」の視点として、生活基盤、文化的要素、近代化（新技術、政府政策、市場経済）に注目し、その分析枠組を用いて「四社五村」制度の変容を分析すると、「四社五村」の近代化の過程では、新技術、政府政策と市場経済の影響を受けて、水利システムが大きな変容を遂げた。一方、こうした変容に対して、峪水という客観的生活基盤に対する共有生活基盤意識が、変容をとどめ旧来のシステムに引き戻す方向へ向かう反発力として働いた。また、機械井戸による灌漑システムの展開は生産力の伸びをもたらし、市場経済的農業経営も展開し、利得動機の浸透をもたらし水の商品化を進めたが、機械井戸の普及や新たな水源の確保が水の稀少性を失わせ、水に関わる生産力-生産関係の変化、市場経済へ向かう変化を抑えることになった。

結論

本論文は「四社五村」の安定・変容メカニズムをあきらかにすることを出発点とし、その分析枠組を抽出するため、志村博泰の「水利用の総過程」の視点に注目し先行研究の再整理を行った。これまで行われた中国側の水利社会史研究に対しては、整理の結果として、水利用の総過程の視点のような生産力-生産関係の相互作用によるダイナミックな過程分析を欠くことがわかった。そのため、生産力-生産関係の相互作用の視点を持つ日本側研究者である森田明の中国水利史研究に目を向けた。森田明による江南デルタ地域の大規模水利施設に基づく水利社会の研究を整理することで、以下のような変容・安定のメカニズムを森田が取り出していることを明らかにした。

灌漑農業が発達した江南デルタ地域では、農民層分解が早い段階で進み、地主と佃戸との矛盾がますます展開した一方、農業生産の前提条件である大規模な水利施設を維持するために、国家が介入して地主と佃戸との対立を抑え妥協を引き出し、農業生産を発展させた。しかし、清朝後期の太平天國運動という農民運動の後になると、国家の財政が困窮に陥り、破壊された水利施設の回復は、生糸貿易の発達を背景に成長した商業資本が大きな役割を果たした。このように、江南デルタという農業生産が発達した地域において生産力を維持し発展させる要求は、水利システムの変容あるいは解体に向かって、相反する力として働き、危機に遭遇した水利システムの再構築にその基盤を提供した。

このように、森田明の研究を通して、自然環境（水が多い）、水利施設（生産力）、国家権力、地主、小作農という要素に基づいて、明朝や清朝の社会・経済状況により、市場経済の影響も入れて、水利施設という生産力の維持に、これら要素間の相互作用を通して、生産力-生産関係を軸とする分析枠組を取り出すことができた。

一方、森田明の研究は、水配分をめぐる利害対立など地域内部の状況を議論してはいなかった。そのため、地域社会の内部構造にまで議論を広げるために、「四社五村」と同じく山西省に位置する「泉域社会」に関する研究に注目した。しかし、「泉域社会」の研究の整理によって、その研究は社会関係に注目し水利施設という生産力の検討を欠くことが明らかになった。そのため、水利施設という生産力的側面を含めて「泉域社会」に対する再整理を行った。しかし、資料がないため、水利施設に関わる分析は中小規模の水利施設として推測する形で行わざるを得なかった。このように、「泉域社会」の再整理を通して、水権、伝説や祭祀などの要素を加えて、生産力-生産関係を軸とする地域社会としての水利社会の変容・安定のメカニズムを以下のように描くことができた。

水不足状況にある「泉域社会」では、その水利施設は、江南デルタ地域のような大規模水利施設ではなく、中小規模の水利施設であると想定できる。農業生産に関わる水利施設の建設・建設維持管理の必要のためには、中小規模の範囲で集団的結合力を求められる。しかし、一定の経済発展を遂げている地域であることから、水不足と経済的格差の存在により水に関わる利得動機が強く水権意識が発達している。そのため、水に関わる紛争も多発し、特に集団間紛争が生じた場合、利害関係の調停は、生産力再生産の範囲を超えて、上位権力である国家の力に求めざるを得ない状況であった。

一方、本研究が分析対象とする「四社五村」は、江南デルタ地域や「泉域社会」などの農業灌漑水利社会と違い、極めて厳しい水資源条件のもとで、最低限の生活用水を確保するために、長い間、灌漑を実施できなかった水利社会である。「四社五村」の近代化における変容過程は、3つの時期、すなわち、1980年代、90年代の機械導入機、2000年代の新たな生活用水システムの形成期及び2015年以降の機械井戸の普及期という3つの時期に分けられ、生活利用にも目を向けた分析枠組（生活基盤、新技術、市場経済、政府政策、そして文化的要素の相互作用）に基づいて、その変化と安定のメカニズムをあきらかにした。

近代化の過程で新技術や市場経済下が進み、機械井戸による灌漑システムが展開し、利潤動機に基づく農業経営もますます進み、経済的格差の拡大をもたらした。こうした利得動機はWBHのような有力者による水販売事業にも反映された。しかし、最終的には、峪水という共有の生活基盤に対する意識形態とともに、現実にその峪水利用の实在の形（機械井戸を持たない村々が依然として峪水を使用すること）を通して、市場経済関係が完全に「四社五村」に滲み込むことはできず、組織の再構築にもその基盤も提供した。このように、「四社五村」という経済的後進地域で、共有の生活基盤という存在がシステムの変容過程を押しとどめる力を発揮した。その背景には、機械井戸や新たな水源の確保によって水の稀少性が失われたこともあった。

こうした分析枠組みの提示を通して、本論文は現在進行している中国の水利社会の類型化に関して、一つの視点（分類の基準）を提供したと言える。この分類基準の第一の側面は、生産力に注目して、中国の水利社会に関しては江南デルタのような大規模水利施設に基づく灌漑農業の発達地域、「泉域社会」のような水不足の環境に置かれた中小規模水利施設による灌漑農業の地域、そして、「四社五村」のような灌漑農業を実施できなかった経済的後進地域という3種類の水利社会に分ける視点である。そして、この3つの類型の水利社会に対して、「水利用の総過程」の視点から、それぞれ異なる変容・安定のメカニズムを持つこともあきらかにした。これらは、中国の水利社会の類型論と水利社会研究への大きな貢献となったと言えるだろう。

一方、今回の論文は水利社会を捉える際に、その水利目的を生活と農業に限定していた。今後、事例の豊富につれて、より多様な場面で水利社会を捉え、中国水利社会の類型化をより進める必要があるだろう。こうした点は今後の課題として一層研究を進めたい。